

論 説

## Gregory 事件判決と租税回避否認法理の形成

—Gregory 事件判決から 1950 年代まで—

前和歌山大学経済学部教授  
(国税庁長官官房調整室長)  
袴 田 裕 二

### ◆SUMMARY◆

Gregory 事件第二巡回控訴裁判決（1934 年）及び同事件連邦最高裁判決（1935 年）は、米国の租税回避否認法理のはじまりとされている。

この Gregory 事件連邦最高裁判決が出された後、米国では、さまざまな事件でこの判例が引用され、それが租税回避否認の法理の発展につながっていくことになる。

本稿では、1950 年代後半にかけて租税回避否認の法理がどのように発展していったのか概観し、この法理の形成過程について考察する。（平成 26 年 9 月 30 日税務大学校ホームページ掲載）

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、  
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解  
を示すものではありません。

目 次

はじめに	80
第1 Gregory 事件判決の反響について	81
1. 判決直後の状況	81
2. 「シャム」について	82
第2 Chisholm v. Commissioner 事件判決	83
第3 組織再編事件での引用判例	85
1. 組織再編規定をめぐる状況	85
2. Gregory 事件連邦最高裁判決を引用した判決	85
(1) 新設合併または吸収合併	85
(2) 資本再構成 (recapitalization)	86
3. 小括	92
第4 組織再編以外の事件での引用判例	92
1. 法人格否認の法理について	92
2. Gregory 事件連邦最高裁判決を引用した判決	94
(1) 法人格の否認が争点となった連邦最高裁判決 (1938年～1945年)	94
(2) L.Hand 判事による判決 (1944年～1957年)	103
おわりに	111
1. 1950年代後半までの租税回避否認法理の発展について	111
2. 事業目的の法理の形成・発展について	111
3. 1950年代後半時点での租税回避否認法理の状況	111
(1) 否認法理の形成状況について	111
(2) 私法上の法律関係を離れた法律構成について	112
(3) 否認の方法について	113
4. その後の租税回避否認法理の発展について	114

はじめに

別稿<sup>①</sup>において、米国の租税回避否認法理のはじまりとされる Gregory 事件判決<sup>②</sup> (二審判決(1934年)及び上告審判決(1935年)) について考察した。

そして、①判決の解釈手法に米国に特有のものではなく、②租税回避事件における否認手法としては、税法の条文の趣旨的に照らし、それから著しく外れた取引であるとして条文の適用を否定したものであり、わが国の外国

税額控除余裕枠りそな銀行事件の最高裁判決<sup>③</sup>と同じものとする、との私見を述べた<sup>④</sup>。

Gregory 事件連邦最高裁判決が出された後、米国では、さまざまな事件でこの判例が引用され、それが租税回避否認法理の発展につながっていくことになる。米国議会事務局の2002年のレポートは、「Gregory 事件連邦最高裁判決は、租税回避否認法理のいくつかのもの、とりわけシャム取引法理、経済実質法理、及び事業目的法理のもとになった判例と

してしばしば引用される。」と書いている<sup>5)</sup>。

本稿では、Gregory 事件判決後 1950 年代後半にかけて、租税回避の否認についての考え方がどのように発展していったのか概観し、米国における租税回避否認法理の形成過程について考察することとしたい。

## 第 1 Gregory 事件判決の反響について

### 1. 判決直後の状況

Gregory 事件判決は、当初かなり批判的に捉えられていた。Randolph Paul 弁護士は 1940 年の著作の中で、「Gregory 事件判決ほど強烈な不同意と混乱の対象となった判決はほとんどない。」とコメントしている<sup>6)</sup>。この状況をみてみたい。

Gregory 事件で第二巡回控訴裁（二審）と連邦最高裁（上告審）は、行われた取引は「組織再編」を非課税にした法令の目的からかけ離れたものであるとして、目的論的解釈によって条文の適用を否定し、非課税扱いを認めなかった。

その際、二審判決では、

- ① 「組織の再整備は従事している事業の遂行に密接に関係した理由から行われるべきであって（下線筆者）」と述べ<sup>7)</sup>、
- ② 「取引がいずれかのまたは両方の法人の事業上の行為には該当せず、法令が意味する『組織再編』に該当するものではなかった（下線筆者）」<sup>8)</sup>

と結論付けた。

上告審判決では、

- ① 行われた取引は、「事業の又は法人の目的を何ももたない単なるオペレーション（下線筆者）」<sup>9)</sup>で、条文の趣旨に沿うものではないとされ、
- ② また、「その唯一の目的であり達成したことは、あらかじめ考えられた計画の完成であり、事業の又は事業の一部の再編ではなく（下線筆者）」<sup>10)</sup>

と書かれた。

判決のこれらの部分が注目されて、判決後には、歳入法 112 条の「組織再編」に該当するためには事業目的（business purpose）が必要と裁判所が判断したと解された。

このような見方は、二審判決（1934 年 3 月 19 日）の直後から出ていた。

The Tax Magazine 誌の 1934 年 8 月号で、Bay Robinson 弁護士は、「法令の文字通りの言語から離れて『目的テスト（purpose test）』を付加することによって、一つ一つの事件について判断（decision）を得ることが必要になった。このようなテストの下では確実に訴訟が増えるだろう。……Gregory ルールによって……将来の納税者には何が事業上または投資上の理由に該当するかが定義されなくてはならなくなった。……何がそれに当たるかを予言することは、法律家にとってさえ困難なことだ。」と判決を批判的に論評した<sup>11)</sup>。

連邦最高裁判決（1935 年 1 月 7 日）後には、Harvard Law Review 誌 1935 年 3 月号の「最近の判例」欄が、「判決は法令に明示された用語の中に、組織再編は通常の実業目的のものであることが必要という条件を読み込んだ。<sup>12)</sup>」と紹介し、「議会が納税者の目的を支配的な基準にしていようとしていたのかどうかは明確ではない<sup>13)</sup>。」と、やはり批判的に評価した。

他方、Yale Law Journal 誌 1935 年 11 月号の「ノート（Note）」欄は、「Gregory 事件判決で連邦最高裁は租税回避を阻止する基準を作ろうとした。法令の必要条件をすべて満たしている取引について、非課税扱いを受けるためには、組織再編と主張される取引は法人のまたは事業上の目的を持っていないければならない、租税を回避するための単なる仕掛けであってはならない、と判決した。Gregory 判決のドクトリンは、確かさや予測可能性を与えるものではないが、租税回避を防止する潜在的に効果的な方法を示したもの

だ<sup>(14)</sup>。」と、明確さに欠けるとの懸念を表しつつ、判例としての潜在性可能性を評価した。

Randolph Paul 弁護士は、1937年の著作の中で Gregory 事件判決について、「自由なまたはリベラルな解釈に頼ることの問題は、それがいつ用いられるか誰にもわからないことである。」と書いている<sup>(15)</sup>。

当時の批判は、主として、租税回避を否認する基準としては明確でなく予測可能性に欠けるといふ点にあった。このような批判にさらされた Gregory 事件判決の手法が、その後どのように租税回避否認法理の形成につながっていったのかを、Gregory 事件判決を引用した判例をみながら考察することとしたい。

## 2. 「シャム」について

なお、判例についてみる前に、米国の租税事件判例にしばしば出てくる「シャム (sham)」という用語について言及しておきたい。この単語は、一般の英和辞書では、「にせ物」とか、「ごまかし」などと訳されている<sup>(16)</sup>。米国では租税分野以外でも法律用語としてよく使われる単語で、Black's Law Dictionary<sup>(17)</sup>には、sham action (訴訟)、sham affidavit (宣誓供述書)、sham marriage (結婚)、sham pleading (訴答) などの見出し語が掲載されている<sup>(18)</sup>。

当時の租税事件の判例では、「みせかけ」とか「実体がない」といった意味合いで使われているように思われる。租税回避が問題となった事件で「シャム」と判定されると租税上の効果は与えられなくなるようである。渡辺徹也教授は、「おそらく『sham』という用語は、……実質課税原則のうちのどれかを適用した結果、租税回避行為が否認されることとなる場合に、『決まり文句』として使用されているように思われる。」と説明されている<sup>(19)</sup>。筆者も同様に考える。

この単語について、Gregory 事件の控訴審判決を書いた Learned Hand 判事（以下、

「L.Hand 判事」と表記する<sup>(20)</sup>。）は、Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回裁判所判決<sup>(21)</sup>の反対意見の中で、「取引に『実質的に経済上の実体がある』とか、取引は『実際に形式通りのものだ』とか、『シャムだ』とか、『仮装だ』とか、『取引の実質による』とかいうのは、すべて私から見れば、決定力のある事実について語っておらず、判断基準を不明確なまま放置しているようにみえる。（下線筆者）」と述べている<sup>(22)</sup>。「シャム」と判決していたのでは、裁判官の直感によって判断するようなもので、基準を示したことにならないと考えていたようである。

租税回避の判例で「シャム」が基準として形作られてくるのは、1960年の Knetsch v. United States 事件連邦最高裁判決<sup>(23)</sup>でどのようなものが「シャム」に該当するのか説明が付されるようになってから以降ではないかと筆者はみている<sup>(24)</sup>。

非課税扱いなどの税法上の効果を与えられない、「みせかけだけのもの」といった意味であるように思われるが、本稿では、“sham”は翻訳せずに、そのまま「シャム」と表記することとする。

Gregory 事件連邦最高裁判決は、その後1950年代までは、①組織再編事件や、②法人格否認事件等の判決の中でしばしば引用された。これらの事件の中で、Gregory 事件の考え方がどのように使われ、発展していったかについて、租税回避否認法理の形成に影響が大きかった連邦最高裁の判決及び L.Hand 判事による判決を中心に、みていくこととしたい<sup>(25)</sup>。

Gregory 事件連邦最高裁判決の半年後に、課税庁が「Gregory 事件連邦最高裁判決が先例になる」と主張し、裁判所（判決を書いたのは L.Hand 判事）がこれを認めなかった事件があった。まず、この判決について概観し、検討する。

## 第2 Chisholm v. Commissioner 事件判決

Chisholm v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決<sup>(26)</sup> (1935年7月8日判決) (事件及び判決)

訴外 H 社の株主である C 氏 (控訴人) が、ほかの株主とともに、1928年9月に H 社の売却を訴外 K 社にもちかけたところ、K 社が10月11日にこれに応じる旨を伝えてきた。その後 C 氏は弁護士から、パートナーシップを使えば売却時の課税を繰り延べることができ、おそらく全く逃れることもできると勧められた。そして H 社の別の株主とともに10月22日にパートナーシップを組成し、同日このパートナーシップに H 社の株式を移転した。パートナーシップは10月24日に H 社の株式を売却し、代金を受け取った。当時の判例 (Hilvering v. Walbridge 事件第二巡回控訴裁判決<sup>(27)</sup>) によれば、資産がパートナーシップに移転された後で売却された場合、移転前の評価益への課税はパートナーシップの解散まで繰り延べられることになっていた。課税庁は、パートナーシップではなく C 氏が H 社の株式を売却して利得を得たものとして課税処分を行った。

判決で L.Hand 判事は、

「課税庁は今回の事件には Gregory 事件連邦最高裁判決が先例になると主張する。……Gregory 事件連邦最高裁判決では、法人の設立者は事業法人を設立する際の通常の形式をとったが、その意図、または目的は、紙の上で操作をすること (draught the paper) であって、裁判所が法人として理解しているものを設立することではなかった。非課税が認められなかったのはこの目的のためであって、租税を回避するという目的のためではない。……しかし、(Gregory 事件で) 組織再編の後の二つの法人で実際に事業をしようとしていたのなら、そのほかにどのような目的をもっていたとしても、そ

れが租税を回避しようという目的であっても、世界を作り直そうというようなものであっても、税負担を回避する (escape) ことが認められていたであろう。

これに対し、今回のケースでの控訴人の目的は、確かに、共同のパートナーをもち、投資・再投資をし続けるような持続する企業体 (firm) を形成することだった。唯一可能な反論は、一審の租税不服審判所が提起した反論だ。そのように行われた事業は、実はまったく事業ではなくて、実際には原告らが前に行っていた事業を仮装するために、そして実際に仮装されて行われていたものだ、という反論である。しかし、この判断は証拠と反対のことを述べていると我々には思える。資産は非常に多額で約百万ドルあり、それを管理することを望んだとき、個々人が別々に行うか、共通の委任状 (power of attorney) によるか、企業体の中に蓄えるかである。それぞれが別の方法であり、控訴人は最後のものを選んだ。(下線筆者) 」

と判示して、課税庁の主張を退けた。

(租税回避否認法理との関係)

判決で、L.Hand 判事は、この事件は Gregory 事件連邦最高裁判決と同じではない、Gregory 事件連邦最高裁判決では納税者の「意図、または目的は、紙の上で操作をすることであって、裁判所が法人として理解しているものを設立することではなかった (下線筆者) 」とし、Chisholm 事件では、「控訴人の目的は、確かに、共同のパートナーをもち、投資・再投資をし続けるような持続する企業体を形成することだった」と、二つの事件を区別して、納税者を勝訴させた。

Gregory 事件連邦最高裁判決のわずか半年後に、Gregory 事件の控訴審判決を書いた L.Hand 判事によって書かれたこの判決は、租税回避否認法理の形成の過程において、い

くつかの点で重要な役割を果たしたと、筆者は考えている。

① その一つ目は、Gregory 事件連邦最高裁判決の判示についての詳細な解説が、L.Hand 判事自身によって早期に書かれた点である。Gregory 事件連邦最高裁判決は、「租税回避の動機自体はいかなるときにも（判決の判断に）関係することはないという法理と矛盾するものであると、ときどき誤って理解されてきた」と、判決がなかなか正しく理解されなかったことを、後に1944年の判決文の中で L.Hand 判事が書いている<sup>(28)</sup>。裁判所が法人として理解しているものを設立する目的がなかったことが問題であって、租税を回避するという目的で取引が行われていたことが問題なのではないと、二つの「目的」の区別について、明確に説明した意義は大きいと思われる。

② 二つ目は、Gregory 事件判決に関し、「事業」を広く解することによって、租税回避の否認に慎重な立場を採ったことである<sup>(29)</sup>。

判決は、Gregory 事件での新設法人（Averill 社）は何の事業活動もすることなく3日で消滅した極端なものと捉え、他方、Chisholm 事件のパートナーシップについては継続する企業体であり、かつ、資産の管理も「事業」に該当するとして事業活動に従事したと位置付けた。

Gregory 事件の判決は、目的論的解釈というリベラルな解釈を行って、法令の適用を否定したというものだった。一般に、目的論的解釈には、「度をすぎすと、公然たる立法の無視となり、権力分立の原則を棚上げして、解釈の名において勝手な法を作り出すというところにまで立ちいたる」<sup>(30)</sup>危険があると考えられている。

また、Gregory 事件判決について、「事業や投資上の目的があることが必要になるが、何が事業にあたるのかが明瞭でない」

という懸念も示されていた<sup>(31)</sup>。

このような中で、Gregory 事件判決後の早い時期に、「事業」は広く解されるべきであって Gregory 事件を先例とするのは「事業目的」がまったく考えられないような極端な場合に限定される、という租税回避の否認に慎重な考えを示したことは、Gregory 事件判決の解釈手法が受け入れられていく中で、効果が大きかったと考えられる。

③ 三つ目は、Gregory 事件判決の法理が、条文の特定の用語についての目的論的解釈から離れて、より一般的・普遍的なものに広げられた点である。

Gregory 事件判決は、実際には、取引が歳入法 112 条(g)(i)(1)の「組織再編」の文言上の要件を満たす取引について目的論的解釈を行い、法令の意図した「組織再編」に該当しないとして法令の効果を否定したというものだった。

ところが Chisholm 事件二審判決では、L.Hand 判事は Gregory 事件判決を、「Gregory 事件連邦最高裁判決では、法人の設立者は事業法人を設立する際の通常の形式をとったが、その意図、または目的は、紙の上で操作をすることであって、裁判所が法人として理解しているものを設立することではなかった。非課税が認められなかったのはこの目的のためである」と引用した。

歳入法 112 条の「組織再編」についての解釈ではなく、先行判例に従って株式売却益の帰属を判断してよいか否かが争点となった事件で、「Gregory 事件連邦最高裁判決が先例になる」という課税庁側の主張を否定する中で判決文が書かれた。そのために、本来は条文の特定の用語についての目的論的解釈だった Gregory 事件判決が、「裁判所が法人として理解しているものを設立すること」が目的でなかったために否

認されたと、より一般化・普遍化された形で引用され、判断基準として用いられることになった。

この後、主として法人格の否認が争点となった事件で、Gregory 事件判決はやはり特定の条文の解釈を離れた形で引用され、徐々に射程が広がり、一般的で汎用性のある租税法判例上の法理として発展していくことになる。(本稿「第4」参照。)

### 第3 組織再編事件での引用判例

Gregory 事件判決が出された後、「組織再編」に該当するためには事業目的 (business purpose) が必要と裁判所が判断したと解された。その後組織再編について争われた裁判の中で、Gregory 事件判決の考え方はどのように用いられたのであろうか。その状況を次にみてみたい。

#### 1. 組織再編規定をめぐる状況

Gregory 事件当時、法人の所得への課税が始まって余り年月が経過していなかったこともあって、組織再編規定には、幾度も修正が加えられていた。

米国での法人の所得への課税は、1909 年関税法 (Payne-Ardrich Tariff Act of 1909) に始まる。当初は消費税または間接税 (excise or indirect tax) という整理で課税されていた。その後 1913 年に憲法修正第 16 条が発効して所得 (income) への課税が憲法上認められるようになると、同じ年に歳入法 (Revenue Act of 1913) が成立し、法人への所得課税の規定は、この新しい法律に移された<sup>(32)</sup>。

歳入法に組織再編の規定が導入されたのは 1918 年である。このときに、歳入法 202 条(b)により、「法人の組織再編、吸収合併、新設合併の中での」一定の株式や証券の受取りが非課税となった<sup>(33) (34)</sup>。

1924 年歳入法は、一定のスピン・オフ (子会社を新設するときに親会社の株主にその持ち株割合に応じて新設子会社の株式を交付す

ること<sup>(35)</sup>) を非課税とした<sup>(36)</sup>。Gregory 事件で納税者が用いたのがこの規定である。

Gregory 事件の訴訟が提起されたのを契機に、スピン・オフの非課税規定は、1934 年歳入法によって廃止された<sup>(37)</sup>。しかし、1951 年に、①「組織再編の後にも営業または事業 (trade or business) に従事していること」、または、②「株式が分配された法人が主に留保利益を株主に分配するための仕掛けとして使われていないこと」を条件とするという租税回避防止のための改正がなされた上で復活した<sup>(38)</sup>。

スピン・オフについての税制改正のこのような経緯から、組織再編の分野で Gregory 事件判決が引用されたのは、スピン・オフ以外の組織再編の形態が問題になった事件においてであった。

結論を先に述べれば、ここで取り上げた組織再編事件の判例の中では、Gregory 事件判決の法理の発展はみられなかったと筆者は考えている。この状況をみてみたい。

#### 2. Gregory 事件連邦最高裁判決を引用した判決

##### (1) 新設合併または吸収合併

Gregory 事件連邦最高裁判決と同じ 1935 年に、歳入法 112 条の「組織再編」のうちの「新設合併または吸収合併 (merger or consolidation)」に該当するか否かが争点となり、Gregory 事件判決が引用された判決があった。まず、この判決についてみてみたい<sup>(39)</sup>。

(ア) *Helvering v. Minnesota Tea Co.* 事件連邦最高裁判決<sup>(40)</sup> (1935年12月16日判決) (事件及び判決)

M 社 (上告人) は、1928 年 7 月に資産の一部を現物出資して訴外 P 社を設立。P 社の全株式を得て、それを M 社の全株主 (3 人) に直ちに分配した。

翌月には M 社は残りのすべての資産を訴

外 G 社に移し、引き換えに G 社株式 18 千株と現金 426 千ドル余を得た。このうち株式については M 社が保有したが、現金については全額を M 社の 3 人の株主に直ちに分配した。

その後 3 人の株主は M 社の債務を引き受けて、受け取った現金のうち 106 千ドル余で弁済した。M 社が 106 千ドル余の債務を直接弁済した場合には、この金額は「組織再編」の中で株主に分配されなかった金額ということになり、歳入法 112 条(d)(2)により課税対象となってしまう。これを避けるため、株主に一度現金を分配した後に、株主から債務を弁済してもらう方法を使ったのである。この 106 千ドル余について課税庁が M 社に課税処分を行ったところ訴訟が提起された。

当初、原告・被告の双方とも取引は歳入法の「組織再編」の一つである「吸収合併または新設合併」に該当しているとの前提で課税処分の妥当性について争っていた。ところが、一審の租税不服審判所 (Board of Tax Appeals) が独自の判断で該当しないと判断したため、歳入法 112 条(i)(1)(A)に規定する「吸収合併または新設合併」に該当するか否かが、まず争点となった。

1935 年の判決で連邦最高裁は、「Gregory 事件連邦最高裁判決は、シャムを、単なる仕掛けであって取引の性格を覆い隠すことを意図したもの (a mere device intended to obscure the character of the transaction)」、と明らかにした。我々はもちろん仮面を無視し、現実を対象として扱う。事件記録からはシャムであるという状況はまったく出てこない。事業上の真実の動き (bona fide business move) ではなかったと示唆する証拠は何もない。」と述べ、「吸収合併または新設合併」に該当すると判示した。その上で、課税処分の是非について検討するために訴訟を租税不服審判所に差し戻した。

(租税回避否認法理との関係)

判決は Gregory 事件上告審判決について、

「単なる仕掛けであって取引の性格を覆い隠すことを意図したもの」を税法の適用上無視した判例と捉えて、「吸収合併または新設合併」に該当するか否か判断の基準とした。「事業目的 (business purpose)」という言葉は判断基準には用いなかった。

「単なる仕掛けであって取引の性格を覆い隠すことを意図したもの」という表現は Gregory 事件連邦最高裁判決の中では実際には使われておらず、また、これが具体的にどのようなものを指すのかは定かではない。この表現はその後 1936 年から 1938 年にかけて 3 件の下級審判決<sup>(41)</sup>で引用されたものの、その後は引用されていない。この表現が租税回避否認法理の発展につながることはなかったと考えられる。

## (2) 資本再構成 (recapitalization)

1940 年代後半には、「組織再編」のうちの一つである「資本再構成 (recapitalization)」に該当するか否かがいくつかの事件で争われた。その中で、Gregory 事件連邦最高裁判決を引用しつつ、「資本再構成」に該当するためには「株主の目的」とは別に「法人の事業上の目的 (corporate business purpose)」があることが必要、と課税庁側が主張したり、納税者側が主張したりした。資本再構成には「法人の事業上の目的」が必要、という考え方は、判例法上成立したのだろうか。これらの事件のうちの代表的な 4 事件をみてみたい。

### (7) Bazley v. Commissioner 事件

①租税裁判所判決<sup>(42)</sup>(1945 年 2 月 28 日判決)

②第三巡回控訴裁判決<sup>(43)</sup>(1946 年 4 月 16 日判決)

③連邦最高裁判決<sup>(44)</sup>(1947 年 6 月 16 日判決)

この事件では課税庁側が、取引には「法人の事業上の目的」がなく、「組織再編」には該当しないと主張した。

(事件及び判決)

原告 B 氏は、訴外 A 社の発行済株式 1,000 株 (額面 100 ドル) のうち、798 株を保有し、



B氏の妻が残る202株のうち201株を保有していた。A社の組織再編計画の中で、旧株1株に対し、無額面の新株5株と社債が割り当てられた。この社債は額面総額400千ドル（10年満期、随時償還）で、持ち株割合に応じて割り当てられた。その結果、B氏は新株式3,990株と額面金額319,200ドルの社債を得た。この時点で、法人には留保利益が855,783ドルあった。課税庁が社債の受け取り部分を株主の所得として課税したところ、訴訟が提起された。

納税者側は、この取引は「組織再編」の一つである「資本再構成」であり、社債も「組織再編計画の遂行の中で法人の株式と交換された有価証券」（内国歳入法112条(b)(3))に該当するので非課税であると主張した。

① 一審で課税庁は、「普通株式が新しい普通株式と社債に交換されており、この交換は表面上は関連条文に従っているが、」と述べた後に、Gregory事件連邦最高裁判決を引用しつつ、この「資本再構成」には「法人の事業上の目的」がないために非課税扱い認められないと主張した。租税裁判所はこの主張を認め、課税庁を勝訴させた。

しかし、この判決には、「株式を社債と交換することによって年に2万4千ドルの利子控除が可能になるなどの正当な事業上の理由があったので納税者を勝訴させるべきだ」との反対意見が二人の裁判官によってつけられた<sup>(45)</sup>。

② 二審の第三巡回控訴裁は、

「我々は法人が発行済株式に対して現金を支払うことと、旧株式に対して社債の形で支払いをすることとの間に実際上違いはないとみている。」

と述べた後に、最終的に結論として

「本件の『資本再構成—組織再編』は、法人の留保利益のうちの大きな割合のB氏夫妻とD氏への分配にほかならず、この方法でなければ配当の宣言によってなされる

ものと同じである。B氏夫妻の動機が何であれ、この結果から、受取人が望んでいた非課税という結果を受けることはできない。」

と述べ、納税者を敗訴させた。行われた「資本再構成」の効果に着目して判断を行い、「法人の事業目的」の有無に基づいた判断は行わなかった。

この判決にも二人の裁判官から、

「租税裁判所が用いた法律上の基準が誤っているのならば、そのように述べて、我々が正しいと考える基準を適用して適切な手続きをとるために事件を差し戻すのが我々の義務だ。

我々は『法人』と『株主』の目的を区別した租税裁判所の基準を、誤っていると考える……

日常的な法人の事業は役員や使用人によってなされる。しかし、持分の再編成（realignment）は……株主の投票を通して行われる。このような状況で、特に今回の取引においては、実際上『株主』の利益と『法人』の利益を区別することは不可能だ。」

という反対意見がついた<sup>(46)</sup>。

③ 連邦最高裁も、「法人の事業上の目的」の有無を判断の拠り所としなかった。

判決で、

「（内国歳入法）112条(g)は、「組織再編」が「資本再構成」とほかのいくつかのものから成ると示しているが、「資本再構成」が何を意味するかは示していない。……したがって、資本再構成は、112条(g)の前提及び目的を参考に解釈されなければならない。実際には利得を実現しているものについて税の支払いを免除することは組織再編の規定の目的ではない。……直接の分配であれ、有価証券の交換によるものであれ、分配の形式をとったものが、権利関係や当事者間の関係についてみたときに、も

との企業から新しい企業ないし法人の資産への参加 (participation) の新しい形態に過ぎない場合がある。これらの場合について、議会は課税対象の利得が実現する機会とみないこととすると規定した。

……現金での配当と同じ結果をもたらすものは資本再構成や組織再編の形式をとっていても非課税扱いを受けることはできない。

……本件での社債には少なくとも元本金額分の価値がある。この社債は法人の意思によっていつでも償還されることになっており、今回の場合法人の意思は納税者の意思であることから、この社債は実質的には現金である。

……留保利益を株主に移転するための単なる手段 (vehicle) である『組織再編』は、いくら精巧で優雅なものであったとしても、112 条に定める組織再編には該当しない。」と判示し<sup>(47)</sup>、社債の効果と条文の目的から結論を導いて、社債部分の非課税扱いを認めなかった。

この事件では、一審が「法人の事業上の目的」の有無を判断基準としたが、二審と上告審はこれを判断基準とはしなかった。

(i) *Heady v. Commissioner* 事件

①租税裁判所判決<sup>(48)</sup>(1945年7月24日判決)

②第七巡回控訴裁判判決<sup>(49)</sup>(1947年6月23日判決)

この事件でも課税庁側は、取引には「法人の事業上の目的」が存在しないので「組織再編」に該当しないと主張した。これに対し納税者側は、取引は「法人の事業上の目的」のために行われたので「組織再編」に該当すると主張していた。

(事件及び判決)

原告は、亡 T 氏の遺言信託 U と T 氏の未亡人の H 氏であり、いずれも訴外 R 社の株主である。生前、T 氏は R 社を経営し、その発行済み株式 1,000 株のうちの 88.8% を所有

していた。残りの株式は妻の H 氏が所有していた。1938 年に T 氏が交通事故で死亡したため、T 氏所有の株式は遺言信託である U に移された。R 社が新しい支配人として訴外 G 氏を迎え入れようとしたところ、G 氏が給与ベースで雇用されることを拒否し、いずれ会社を所有したいとの条件を出した。G 氏に十分な資力がなかったため、R 社は資本再構成を実施。U と H 氏が所有する旧株式 1,000 株に対して新株式 1,000 株と 135 千ドルの社債が発行され、社債の償還が進むごとに G 氏が新株式を買うことができるとされた。同時に G 氏は支配人として R 社に採用された。

課税庁側は、取引に「法人の事業上の目的」は存在しないと主張し、納税者側は、この取引は新しい支配人を採用するという「法人の事業上の目的」のためのものであると主張していた。

① 一審で租税裁判所は、*Gregory* 事件連邦最高裁判決を引用しつつ、法令上の「組織再編」に該当するためには「法人の事業上の目的」が必要であるが、本件ではその存在が立証されていない、として課税庁側を勝訴させた。

② 二審の第七巡回控訴裁判所は、*Gregory* 事件判決を引用しなかった。「納税者側の分析は、誤って、取引の究極的な効果よりも取引の動機を強調している。」と書いた上で、発行された社債は法人の中に蓄積した留保利益を分配するものであって、本件の「資本再構成—組織再編」での分配は、*Bazley v. Commissioner* 事件の分配とまったく同じものであるとし、「連邦最高裁が、*Bazley v. Commissioner* 事件判決 (67 S.Ct. 1492) で上告を棄却する際に、『留保利益を株主に移転するための単なる手段 (vehicle) である“組織再編”は、いくら精巧で優雅なものであったとしても、112 条に定める組織再編には該当しない。』

と述べたことは、今回のケースの事実についても同様にあてはまる。」と述べ、「法人の事業目的」を基準とせず、課税庁側を勝訴させた。

この事件では、一審は「法人の事業上の目的」の有無を判断基準としたが、二審はこれを判断基準とはしなかった。

(ウ) *Survaunt v. Commissioner* 事件

①租税裁判所判決<sup>(50)</sup>(1945年8月30日判決)

②第八巡回控訴裁判判決<sup>(51)</sup>(1947年7月28日判決)

この事件では納税者側が、取引には「法人の事業上の目的」がないので、「組織再編」には該当しないと主張した。

(事件及び判決)

S氏(原告)と、訴外亡H氏の遺産信託であるH(以下、あわせて「原告ら」と表記する。)は、訴外N1社の全株式(1,000株)を半数ずつ所有していた。また、それぞれに訴外債権者から債務の返済を迫られていたが、弁済できないでいた。

法人が株主の負債を肩代わりすることは州法で禁止されていたため、原告らは、まず1940年12月30日にN1社を解散して、同社の資産を取得した。そしてその資産を113,297.57ドルで出資して翌12月31日に訴外N2社を設立し、引き換えにN2社の全株式(4,000株、83,763.39ドル相当)と株主の負債の合計額29,534.18ドルの約束手形を得ることとした(その後実際には、株主と債権者との交渉を経て、①N2社は1941年7月に原告らの債権者に27,967ドルの約束手形を発行し、②差額の1,567ドルは原告らが現金で支払った。)。N2社は旧N1社と同じ事業を行った。

これに対し、課税庁は、一連の取引は単なる法人の清算ではなく、内国歳入法112条(g)(1)(D)に定める組織再編に当たるとした上で、①S氏がN1社を清算した際に計上したキャピタル・ロスを否認し、かつ、②設立時

の資産の評価換えによってN2社の資産簿価が増大したために増額していた減価償却費について、組織再編の中で評価替えはできないとして増額額分を否認した(N2社の法人税も併合審理されていた。)<sup>(52)</sup>。

① 一審の租税裁判所は、取引は「組織再編」の条文の要件を満たしているか否かを判断基準とし、要件を満たしているとして課税庁側を勝訴させた(Gregory事件判決や「法人の事業上の目的」への言及はなかった)。

② 控訴審で納税者は、この取引は「法人の事業上の目的」ではなく、株主の負債を弁済する資金を得るためという個人的な理由から行われたものであるから、Gregory事件連邦最高裁判決によれば「組織再編」には該当しないことになると主張した。

これに対して第八巡回控訴裁判所は、「控訴人はGregory事件での連邦最高裁判決の理由の読み方を誤っている。同判決は、112条(g)の下で組織再編手続きの性格は、株主の動機とは関係なく『何がなされたか』によって決まると注意深く指摘している。…法人の事業の組織再編が行われていれば株主の動機は重要ではない。Gregory事件では新設法人はこの条件にあてはまらなかった。……本件の新設法人は、旧法人の資産の権原を取得しただけでなく旧法人と同じ事業を行っている。」と述べて控訴人の主張を退けた。

この事件では、一審も二審も、「法人の事業上の目的」を判断基準とはしなかった。

(エ) *Lewis v. Commissioner* 事件

①租税裁判所判決<sup>(53)</sup>(1948年6月10日判決)

②第一巡回控訴裁判判決<sup>(54)</sup>(1949年8月9日判決)

この事件でも納税者側が、取引には「法人の事業上の目的」がないので、「組織再編」には該当しないと主張した。

(事件及び判決)

旧法人は、L氏が亡くなった後にL氏が

行っていた事業を継承するために設立された法人である。旧法人の株主（L氏の二人の遺族、納税者・控訴人）は、旧法人が行っていた三つの事業をすべて売却しようとしたが、一つだけ売却できずに残った。残った事業を継続する中で旧法人の流動性資産が目減りしてしまうのを防ぐ目的で、控訴人は、1941年12月29日に新法人を設立した。そして、旧法人の流動資産のうち9万ドルを超える部分の現金と有価証券を除き、すべての資産と負債を新法人に移した。旧法人は資産と引き換えに入手した新法人の株式と残っていた現金・有価証券を控訴人に分配して清算された。控訴人は、旧法人の清算によって長期キャピタル・ゲインを得たとして申告した。これに対し課税庁が、取引は「組織再編」であるので、控訴人が受け取った現金と有価証券はキャピタル・ゲイン所得ではなくて受取配当扱い（通常所得（ordinary income）扱い）になるとして、課税処分を行ったという事件である。

- ① 一審で納税者側は、新法人は株主の利便のためだけに設立されたので「組織再編」には当たらない、と主張したが、租税裁判所はこれを認めず、「1941年12月の取引では、事業会社は継続し、同じ株主の持分は変更された法人組織の中で継続されていて、法人事業の純粋な組織再編が行われたことは疑いがない。……原告は留保資金のうちの不要な部分を事業の危険にさらさないようにしたかった。……しかし取引は全体としてみれば法人の利益の株主への移転のための単なる手段（vehicle）ではない。」として納税者を敗訴させた。
- ② 二審でも納税者側は、この取引が112条(g)(1)(D)の条文の文字通りの条件を満たしていることを前提に、この取引は事業の継続の中で流動資産が目減りしていくのを防ぎたいという「株主の目的」に動機付けられたもので、「法人の目的」がなく、Gregory

事件連邦最高裁判決によれば法令上の組織再編に該当しないことになると主張した。裁判所は判決で、「特に少数株主閉鎖会社（closely held corporation）<sup>(55)</sup>の場合、『法人の目的』と『株主の目的』を区別することは非現実的で実際的でない。……本件の事実関係の下で『事業目的』を法令上の組織再編の条件として強調することは無益だと我々は確信する。」と述べ、①本件は新設法人が短命で単なる仕掛けとして設立されていたGregory事件のケースとは異なるものであり、さらに②株主の集団的利益（collective interest）に変化はなく、旧法人の事業は新法人に継承されている、として、組織再編に該当すると判決し、控訴人の主張を退けた。

この事件でも、一、二審とも、「法人の事業上の目的」を判断基準とはしなかった。

(オ) 租税回避否認法理との関係

これら4事件の中では、Bazley事件とHeady事件のそれぞれの一審判決だけが、「組織再編」には「法人の事業上の目的」が必要という基準をGregory事件連邦最高裁判決から導き出して判断の拠り所とした。しかし、それら以外の判決は、この基準を用いなかった。

用いなかった理由について、連邦最高裁は何も説明しなかったが、下級審の判決では以下のようないくつかのヒントとなる考え方が示されていた。

- ① Bazley事件の一審判決（1945年2月）は、この「資本再構成」には「法人の事業上の目的」がないとして納税者を敗訴させたが、この判決には、「株式を社債と交換することによって年に2万4千ドルの利子控除が可能になるなどの正当な事業上の理由があったので納税者を勝訴させるべきだ」との反対意見を二人の裁判官がつけ、「法人の事業上の目的」の存否について、裁判官の間で見方が分かれた。

② **Bazley** 事件の二審判決（1946年4月）  
 では、二人の裁判官から、「持分の再編成（realignment）は……株主の投票を通して行われる。このような状況で、……實際上『株主』の利益と『法人』の利益を区別することは不可能だ。」とする反対意見があった。

③ **Lewis** 事件の二審判決（1947年7月）  
 は、「特に少数株主閉鎖会社（closely held corporation）の場合、『法人の目的』と『株主の目的』を区別することは非現実的で実際のでない。」と述べた。

これらの例は、「法人の事業上の目的」が、法令の適用を否定する際の基準とはなりにくいことを示している。組織再編において「法人の目的」と「株主の目的」を区別することが困難であれば、「組織再編には、『株主の目的』とは別に『法人の事業上の目的』が必要」という基準は、基準として機能し得ないということになる。

さらにこれらの事件に関連して、**Arthur Michaelson** 弁護士は、「事業目的がしばしば法律事務所で作り出されているというのは、公然の秘密だ。」と書き<sup>(56)</sup>、**Hoffman Fuller** 助教も、「租税上の不愉快な結果を避けるために、事業目的の有無は、法人の顧問弁護士の事務所でも簡単に作り出される。」と書いている<sup>(57)</sup>。課税上「組織再編」としての取り扱いを受けるためには取引に事業目的が存在することが必要、ということになれば、事前に、あるいは法廷戦略を練る上で、事業目的を作り出したり、なかったことにしたりする、という納税者側の対応は当然想定される。

「法人の事業上の目的」と「株主の目的」を区別することはできず、また、「事業上の目的」は納税者が簡単に「作り出す」ことができる、ということ的前提を考えれば、**Gregory** 事件連邦最高裁判決を引用しつつ「事業目的」がないことを理由に非課税扱い

の適用を否認できるのは、法人や株主の事業目的が何も認められないことが明白な、極端な場合だけということになる。**Gregory** 事件での **Averill** 社は何の事業も行わずに3日で消滅しているので、これに該当する。これを「資本再構成」に則して考えれば、旧株式が新株式と社債に交換され、その社債がすべて3日後に償還されて現金化されることが予め定められていたような極端な資本再構成の場合（本来的には明らかに「配当」であるのに、「配当」でない形式を一時的に採って非課税扱いを受けることを試みたことが明白であって、説得力のある「事業目的」を「作り出す」ことも困難と思われるような場合）に限られると考えられる。

以上の理由から、**Bazley** 事件連邦最高裁判決等の判決は、「法人の事業上の目的」を判断の基準とすることなく、本件での社債発行の効果を「資本再構成」に非課税扱いが認められている立法上の目的に照らして、目的論的解釈を採ったものと理解する。資本再構成に非課税扱いを認める基準としては、これが理にかなうものであり、これで十分であると思われる<sup>(58)</sup>。

ここでみた「資本再構成」をめぐる4事件の判決からも、**Gregory** 事件の考え方について、租税回避否認法理への発展はみられなかったと理解できる。

なお、**Survaunt v. Commissioner** 事件で第八巡回控訴裁判所は、「控訴人は **Gregory** 事件での連邦最高裁判決の理由の読み方を誤っている。同判決は、112条(g)の下で組織再編手続きの性格は、株主の動機とは関係なく『何がなされたか』によると注意深く指摘している。…法人の事業の組織再編が行われていれば株主の動機は重要ではない。（下線筆者）」と述べた。この点について付言しておきたい。この判決で裁判所は、**Gregory** 事件連邦最高裁判決について、「何が行われた

か」という取引の客観面から判断を行った判例であって、株主の動機といった主観面はみていない判例と捉えた。

筆者はGregory事件判決についてやや異なる捉え方をしている。

Gregory事件連邦最高裁判決には、「租税に関する動機の問題を全く無視することとして、何が実際に起こったのかという点から行われた行為の性格を判断すると、我々は何を見出すだろうか。事業の又は法人の目的を何ももたない単なるオペレーション——法人再編の形式を身につけた単なる仕掛けであって、真実の性格を隠すための偽装であり、……この法人はこの目的のためだけに設立され、当初から計画されていた通りのことしか行わず、他の機能は果たさなかった。(下線筆者)<sup>(59)</sup>と書かれている。「動機の問題を全く無視することとして」と書きながらも、①「事業又は法人の目的を何ももたない」とことと、②「真実の性格を隠すための偽装」という「目的のためだけに設立された」ということ、を問題にしている。

また、本稿の「第2」で考察したChisholm事件第二巡回控訴裁判決(1935年)においても、L.Hand判事は「Gregory v. Helvering事件では、法人の設立者は事業法人を設立する際の通常の形式をとったが、その意図、または目的は、紙の上で操作をすることであって、裁判所が法人として理解しているものを設立することではなかった。非課税が認められなかったのはこの目的のためであって、租税を回避するという目的のためではない。」と書き、Gregory事件判決では「目的」が判断の決め手になったと述べている。

Gregory事件連邦最高裁判決は、取引の客観面と主観面の両方をみていた(判断要素としていた)と解するべきで、それが租税回避否認法理の発展の中で1980年代に確立された「二分岐テスト(two-prong test)」につながっていったとみるべきではないかと筆者

は考える。

したがって、上述したように、「資本再構成」の3日後に社債が現金化されることが予め計画されていたような極端な場合には、Gregory事件連邦最高裁判決を引用しつつ取引の主観面をみて、事業目的がなかった(または、租税回避以外に目的がなかった)などの理由で、非課税扱いが否認される場合はありうると考える。

### 3. 小括

本稿の「第1」で書いたように、Gregory事件連邦最高裁判決の直後、「組織再編」に該当するためには事業目的(business purpose)が必要と裁判所が判断した、と理解された。

その後1950年代までの範囲では、「組織再編」分野では、「組織再編」のうちの、①「新設合併または吸収合併」に該当するか否か、②「資本再構成」に該当するか否か、の各論点について、Gregory事件判決が先例となるかどうかは裁判で問題となった。

①の事件からは、Gregory事件連邦最高裁判決を、「シャムを、単なる仕掛けであって取引の性格を覆い隠すことを意図したものと明らかにした。」と読む考え方が生じた。

②の事件からは、「『組織再編』に該当するためには取引には『株主の目的』とは別に『法人の事業上の目的』がなければならない」という考え方が生じた。

しかし、いずれの考え方も、基準としては確立しなかった<sup>(60)</sup>。

## 第4 組織再編以外の事件での引用判例

### 1. 法人格否認の法理について

判例検索をかけると、L.Hand判事がGregory事件連邦最高裁判決を引用しつつ書いた判決は、11件出てくる<sup>(61)</sup>。これらのうちの多くが、法人格否認の法理に関する判例である。

法人格否認の法理とは、「会社という法形

態が、法秩序の定める範囲を逸脱して利用される場合に、その会社の存在を否定するのではなく、その法人としての存在を認めながら、特定の事案について、会社というヴェールを剥奪し、その背後にある実体をとらえて、法人格あるところに、法人格がないと同様の法律的とりあつかいをなす」法理<sup>(62)</sup>である。「アメリカの判例に由来する法理であり、最判昭和 44・2・27（民集 23 卷 2 号 511 頁）以降、我が国の判例・学説にも定着している。」<sup>(63)</sup>と理解されている。

江頭憲治郎教授によれば、米国における法人格否認の法理全般の発展の状況は以下の通りである。米国では 19 世紀の末期に、判例法の上に法人格否認の法理が確立した<sup>(64)</sup>。その後 1910 年前後までは、法人格否認の法理の判例は、①法人格を利用した法律の回避、②法人格を利用した契約上の義務の回避、③債権者の強制執行をさまたげまたは財産を隠匿するために法人を設立して財産を出資する場合、の三類型におおむねつきていたが<sup>(65)</sup>、1910 年代以後、税法を含むさまざまな領域でこの法理が使われるようになった<sup>(66)</sup>。

米国の会社法や租税法の教科書には、租税事件の判例で、法人格否認が争点となったものが数多く紹介されている<sup>(67)(68)</sup>。

大隅健一郎最高裁判事は法人格否認の法理を支える考え方について、「本来会社なる制度は適正な法律取引及び営業取引に役立つために創設されたものであることは、いうをまたない。従って、会社制度の特色である会社とその社員との間の分離も、会社制度が適法な仕方にかつ法秩序の定める範囲内で利用される限りにおいてのみみとめられるべきであって、もし会社なる法形態がこの範囲を逸脱して利用されるならば、会社の法形態を排除しその背後にある実体をとらえて、法人格あるところに法人格なきと同様の法律的取扱をなしえなければならない。」と説明している<sup>(69)</sup>。

租税法分野では、当時、1930 年の *Corliss v. Bowers* 事件連邦最高裁判決<sup>(70)</sup>と 1932 年の *Burnet v. Commonwealth Improvement Co.* 事件連邦最高裁判決<sup>(71)</sup>が、法人格否認についての代表的な先例として、判決でよく参照されていた<sup>(72)</sup>。まず、これらの判例についてみてみたい。

#### (7) *Corliss v. Bowers* 事件連邦最高裁判決<sup>(73)</sup>（1930 年 4 月 28 日判決）

法人格の否認が認められた判例である。基金を法人（信託）に移したが、課税上はその効果が否定された。

上告人 C 氏は、基金（fund）から所得を得て納税していたが、1922 年にその基金を信託に移し、信託から妻に所得が支払われるようにした。しかしこの信託は C 氏がいつでも思う通りに変更したり廃止したりできるようになっていた。

1924 年に基金からの純所得 124 千ドルが C 氏の妻に支払われた際、課税庁は妻ではなく C 氏に所得が生じたとして課税した。これを不服として訴訟が提起された。

判決で *Holmes* 判事は、「課税は、権原<sup>(74)</sup>が改まること（refinements of title）によってではなく、課税対象資産に対する現実の支配、すなわち納税の対象となる現実の利益に基づいて行われる。ある男が銀行に、別途指示するまで所得が使用人か友人に渡るようにしてほしいと命じていたならば、この金額が、その男のところで課税されるということについて疑いをはさむ者はいないだろう。……上告人は権原をもっていないが、課税においてはそのことによって違いは生じない。……上告人は束縛されない支配をもっている。」と述べ、基金からの所得は C 氏の課税所得になると判示した。基金の権原が法人（本件では信託）に移っていても、支配が移っていなければ支配している者が課税される、と支配を重視して法人格を否認し、C 氏が課税対象に

なると判示した。

(イ) *Burnet v. Commonwealth Improvement Co.* 事件連邦最高裁判決<sup>(75)</sup> (1932年12月12日判決)

法人格の否認が認められなかった判例である。

訴外 W 氏は、1912年に支配権を持つ C 社 (被上告人) に資産を移し、その後 1915年に亡くなった。その後は W 氏の遺産信託が C 社の全株式を保有していた。

1920年に C 社が、W 氏から得ていた資産の一部を、W 氏の遺産信託に売却した。このときに売却損が生じたとして C 社が申告をしたところ、実際には C 社に、売却損ではなく売却益が生じていたとして課税庁が課税処分を行ったという事件である。

裁判で C 社は、C 社自身が遺産信託受託者の代理 (agency) または道具 (instrumentality) に過ぎず、實際上 C 社と遺産信託は同一の法主体 (entity) であって、売却益も売却損も生じていない、と主張した。

連邦最高裁は、「特別な場合には法人の形式は無視されることが必要になるが、被上告人の主張を支えるに足る状況は記録の中に何ら示されていない。」として C 社の主張を退けた。

この判決は、「特別な場合には法人の形式は無視される」と課税上法人の形式が無視される場合があることを言明した。

(ア) の *Corliss* 事件連邦最高裁判決は、「課税は……現実の支配に……基づいて行われる」と判示し、(イ) の *Commonwealth Improvement Co.* 事件連邦最高裁判決は、「特別な場合には法人の形式は無視されることが必要になる」と述べていた。「支配」という言葉は出てきているが、どの程度「支配」していれば法人格が否認されるかは示されていない。租税事件の場合の法人格否認の基準

は、まだ未整理な状況だった。

法人格否認についてのこれらの二つの先例があったところに、*Gregory* 事件連邦最高裁判決が判例として加わった。

*Gregory* 事件判決自体は、二審も上告審も目的論的解釈を行って租税回避を否認した判例であって、法人格否認の法理の判例ではなかった<sup>(76)</sup>。しかしその後、法人格の否認が争点となった事件等において一般化された形で引用され、考え方が整理されて射程も広がっていった。そしてこのことが租税回避否認法理の発展につながっていくことになる。

## 2. *Gregory* 事件連邦最高裁判決を引用した判決

*Gregory* 事件連邦最高裁判決が、どのような事件で引用されたか、時系列にみていきたい。

ここでは判例を、

- (1) 法人格否認の法理についての連邦最高裁判決 (1938年～1945年) と、
  - (2) それに続く時期の *L.Hand* 判事による判決 (1944年～1957年)、
- に分け、順にみてみることにする。

### (1) 法人格の否認が争点となった連邦最高裁判決 (1938年～1945年)

1940年前後に、法人格の否認が争点となつたいくつかの連邦最高裁判決で、*Gregory* 事件連邦最高裁判決が引用された。その状況をみてみたい。

(ア) *Minnesota Tea Co. v. Helvering* 事件差戻後連邦最高裁判決<sup>(77)</sup> (1938年1月17日判決)

(事件及び判決)

事実関係の詳細は上記「第3 2. (1) (ア)」に記述した通りである。「組織再編」計画を実施する際、M 社が 106 千ドル余の負債を直接債権者に弁済した場合には、この金額は株主に分配された金額ではないとして課税対象



となってしまう。そこでこれを避けるために、106千ドル余を株主に一度分配し、株主からこの金額を弁済してもらう方法を採用したというものである。

まず、取引が「組織再編」に該当するか否かが争点となって争われ、1935年に連邦最高裁が取引は「組織再編」に該当すると判断して事件を差し戻した。

この判決はその差し戻し後の上告審の判決である。株主に一度分配した106千ドル余を法人の課税所得として扱った課税処分の是非が争点となっていた。

判決で連邦最高裁は、

「株主たちは、取引の目的について、配当の分配ではなくて債務の弁済だと当初から理解しており、取引を理解通りに実行して達成したことも債務の弁済だった。まっすぐな道の最後にある特定の結果にたどり着くのに、遠回りの不正な道 (devious path) を通ってたどり着いたからといって、異なる結果を得ることはできない。最初に株主に現金を分配したことは、債務の弁済の点からみると、意味がなくかつ不必要なことである。当初から債権者たちの手に渡ることになっていたもので、明らかに不自然である。これ以上の議論は不要だ。株主の本件への関与はただの導管 (conduit) としてのものだ。ここでは Gregory 事件連邦最高裁判決が先例となる。(下線筆者)」

と述べて、課税庁側を勝訴させた。

(租税回避否認法理との関係について)

(a) 租税回避否認の基準としての評価

法人格否認の法理は、本来は、法人の行為を、法人格を否認することによって株主の行為として扱うときに用いられる。本件はこれとは逆のパターンである。株主の行為であることを否認して法人の行為であるとして扱い、法人に課税した。米国の会社法の教科書では、このパターンも法人格否認の法理の事件であると捉えられており<sup>(78)</sup>、わが国で最初に法人

格否認の法理を用いた昭和44年の最高裁判決も同様に解している<sup>(79)</sup>。

本判決は、Gregory 事件を、「まっすぐな道の最後にある特定の結果にたどり着くのに、遠回りの不正な道を通ってたどり着いた」事件と解した。その上で、不正な道が「ただの導管 (conduit)」なので、無視することができるかと判決した。Gregory 事件は、納税者が、United Mortgage 社所有の Monitor 社株式を自分の手元に移す際に、直接にはではなく Averill 社を経由して移すことによって、税法の「組織再編」規定を利用し、非課税扱いを受けようとした事件である。Averill 社を経由して納税者の手元に移したことを、「遠回りの不正な道を通ってたどり着いた」と、連邦最高裁は大胆に一般化して表現した。

この判決も上述の Chisholm 事件第二巡回控訴裁判決と同様に、Gregory 事件判決を法令の特定の用語についての目的論的解釈から離れ、一般化して読んでいる。Gregory 事件連邦最高裁判決を足掛かりに新たな法理を築こうとしたものとみられる。

106千ドル余が一度株主に分配されその後債権者への弁済に使われた、という私法上の取引の存在については否定をせず、但し税法の適用上は法人が弁済したものと取り扱って課税した。

この判決の否認手法には、まず第一に、「遠回りの不正な道」や「ただの導管」は否認されるという考えが示されているが、具体的にどういうものがそれらに該当するのか、また、該当するものとししないものの境界がどのあたりにあるのかが明らかではないので、基準としては明確でないという問題があると考えられる。

第二に、そもそも私法上の法律関係を離れた法律構成を課税の上で(税法の適用の上で)行うことが許されるのか、という問題もあるように思われる。この問題は、法人格否認の法理を用いるときには必然的についてくる問

題であり、この後で取り上げるいくつかの判例にも共通するものである。この点については、最後に「『おわりに』3.(2)」において考察することとしたい。

(b) ステップ取引法理との関係

Gregory 事件連邦最高裁判決は、米国の租税回避否認法理の一つであるステップ取引法理 (step transaction doctrine) のもとにもなったと理解されている<sup>(80)</sup>。本判決が Gregory 事件判決を「まっすぐな道の最後にある特定の結果にたどり着くのに、遠回りの不正な道を通ってたどり着いたからといって、異なる結果を得ることはできない。」と読んだことが、その後判例が積み重なる中で<sup>(81)</sup>、ステップ取引法理につながっていった。

この法理を用いた近年のある判決<sup>(82)</sup>は、「ステップ取引法理では、納税者が目的をより直接に達成することができた場合に合衆国の租税を回避する以外に目的のないステップを取引に含めていたときには、取引の中の特定のステップは、租税の考慮の上では無視される (Minn. Tea Co. v. Helvering, 302 U.S. 609, 613 (1938) 参照)。」と書いて、本判決がステップ取引法理のもとになったことを示している。

本判決で連邦最高裁が提示した考え方は、租税回避否認の基準としては明確なものではなかったが、後のステップ取引法理につながっていった点で意義の高い判例だったと考えられる。

(i) Griffiths v. Helvering 事件連邦最高裁判決<sup>(83)</sup> (1939年12月18日判決)

(事件及び判決)

上告人 G 氏は、1926年に訴外 L 氏から 10 万ドルで株式を購入したが、その後この投資は損失を出した。G 氏はこの株式を 1931 年に同族法人 (family corporation) に 7,500 ドルで売却し、92,500 ドルの売却損を申告した<sup>(84)</sup>。1932 年になって、株式購入時に L 氏から騙されていたことがわかったため、G 氏

は弁護士のアドバイスを得て、①投資法人を新設し、問題の株式を同族法人から 8,000 ドルで買い戻した後に新設した投資法人に移転する、②投資法人がこの株式を L 氏に 10 万ドルで売却する、③投資法人は株式売却によって得た資金のうち、15,000 ドルで G 氏個人の負債を弁済し、残る 85,000 ドルを、G 氏に 40 年の利子付年金の形で支払う、こととした。法人が売却代金を徐々に G 氏に渡すことによって、G 氏は株式売却益にかかる所得税の支払いの分割・先延ばしを図ったのである。これに対し、課税庁は、L 氏に株式を売却したのは投資法人ではなくて G 氏である、として課税処分を行った。

判決で連邦最高裁は、

「『課税は、権原が改まること (refinements of title) によってではなく、課税対象資産に対する現実の支配、すなわち納税の対象となる現実の利益に基づいて行われる (Corliss v. Bowers 事件連邦最高裁判決 (281 U.S. 376) )』と何度言っても言い過ぎになることはない。この『支配』は、法的権原を保有していることによるものであっても、エクイティ上の支配された利益を創設することによってでも、従属的な媒介物を介在させつつ利益を實際上保持していることによってでも、何ら違いはない

(Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465)。本裁判所は、Minnesota Tea Co. v. Helvering 事件判決 (302 U.S. 609) で、『まっすぐな道の最後にある特定の結果にたどり着くのに、遠回りの不正な道を通ってたどり着いたからといって、異なる結果を得ることはできない』と判示した。法令の用語はみずから変化できないもの (inert) ではなく、意図している明らかな目的から存続力 (vitality) を得ている。1932 年歳入法第 44 条の割賦販売の規定のような、税法の規定の場合は、

特にそうだといえる。……L氏が払ったものは実際にはG氏が得たのであり、G氏が課税されなければならない。(下線筆者)」

と述べて、課税庁を勝訴させた。

(租税回避否認法理との関係)

法人格の否認が認められた判例である。法人の存在が課税上否認されて、所得は法人ではなくて株主に帰属すると判断された。

この判決では、Gregory 事件連邦最高裁判決を、「Monitor 社の株式が Averill 社を迂回して Gregory 夫人の手元に移ったが、Averill 社は従属的な媒介物であって Monitor 社の株式の『支配』は Averill 社に移っていなかった。そのために、Averill 社を迂回させた取引の効果が否認された」判決と読んだ。権原 (title) が移っても株式に対する支配が変わらなかったので Averill 社を通じた取引が課税上無視された判例とみている。

「『支配』は、法的権原を保有していることによるものであっても、エクイティ上の支配された利益を創設することによってでも、従属的な媒介物を介在させつつ利益を實際上保持していることによってでも、何ら違いはない」との考えは、Minnesota Tea Co. 事件連邦最高裁判決(302 U.S. 609 (1938 年))で Gregory 事件連邦最高裁判決を、「まっすぐな道の最後にある特定の結果にたどり着くのに、遠回りの不正な道を通ってたどり着いたからといって、異なる結果を得ることはできない」と読んだことから引き出される考え方だと位置付けている。

この判決も、Gregory 事件判決をかなり一般化して引用している。「支配」についてやや詳しく説明しているが、それでもどの程度「支配」していれば法人格が否認されるのかが明らかになっておらず、基準としては明確さに欠けるように思われる。

(v) Higgins v. Smith 事件連邦最高裁判決<sup>(85)</sup>  
(1940 年 1 月 8 日判決)

(事件及び判決)

訴外 I 社は S 氏 (被上诉人) が全額出資する法人で、役員はすべて S 氏の部下 (subordinate) であった。I 社は S 氏の指示のもとづいて株式の売買を行っていたが、ほとんどの場合その相手先は S 氏自身だった。1932 年 12 月に S 氏は I 社への債務を弁済するために、所有していた株式 (簿価約 23 万ドル) を時価 (約 6 万ドル) で I 社に売却し、その後の申告で売却損を計上した。この売却損を課税庁が否認したという事件である。

この事件で連邦最高裁は、

「現実の法人が存在していたことは明らかだ。何年にも渡って多数の取引が行われていた。……しかし現実の法人が存在するという事は、歳入法の下でみれば、実際の売却が成し遂げられるまでの一つの必要な要素にすぎない。株式の権原は I 社に移されたと考えますが、納税者は支配を持ち続けていた。」(下線筆者)」

と述べ、売却後も S 氏は株式を支配していたとし、

「Gregory 事件連邦最高裁判決を事業目的がなくてただ税負担を減らすためだけの資産の移転を無視する前例としてみるならば、この判例は、支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引は考慮対象からはずされるという自然な結論を支持することになる。……課税庁は取引の現実をみた上で、事業や税務上の取引 (event) を実行する際に採用された形式が虚偽 (unreal) またはシャム (sham) であれば否認するという判断が、租税法令の目的に最もかなっているとみた。これと異なる見解をとることは、……納税者のスキームが法令を無効にするのを許すことにつながる。」(下線筆者)」

と述べて、売却損の計上を認めなかった。

(租税回避否認法理との関係)

法人格の否認が認められた判例である。売却後も株式の支配が継続されているとして、少数株主閉鎖会社への売却による売却損の計上を認めなかった。

本判決は Gregory 事件の法理を「支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引は考慮対象からはずされる」と一般化して読んだ。取引の目的や動機といった主観面ではなく、取引の客観面に注目した表現である。

判決は、また、「事業や税務上の取引を実行する際に採用された形式が虚偽またはシャム (sham) であれば否認する」と書いた。「虚偽」が否認されるのは当然であるので、「虚偽」でなくても「シャム」であれば否認されるという考え方を打ち出していることになる。「シャム」については「支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引」と説明しているということになるが、どの程度の「支配」があれば「シャム」だと判断されるのかが示されておらず、基準としてはやはり明確さに欠けると思われる。

Marvin Chirelstein 教授も、この判決について、「裁判所はこの法理が Gregory と同様または類似の結果をもたらすとみているようだが、判決は法理が働く条件を特定できておらず、また、条件に該当した場合に課税庁が何をすることができるのか明瞭に示していない。」と批判している<sup>(86)</sup>。

(エ) Moline Properties, Inc. v. Commissioner 事件連邦最高裁判決<sup>(87)</sup> (1943年6月1日判決)  
(事件及び判決)

上告人 M 社は、訴外 T 氏が抵当権者から提案されて 1928 年に設立した法人である。T 氏は抵当権付不動産を M 社に移して、資格株式 (qualifying shares)<sup>(88)</sup>を除くすべての M 社の株式を得、この株式を抵当権者が任命した受託者に預けた。1933 年に T 氏が債務を

完済すると、M 社の支配権は T 氏に戻った。M 社は 1933 年までに、①T 氏の債務の一部を引き受け、②取用手続きからの防御手段となり、③過去の証書によって資産に加えられていた制限を取り除く訴訟を提起した。

その後 1935 年と 1936 年に M 社が不動産を売却して売却益を得た。この売却益について T 氏が個人の所得として申告したところ、課税庁はいずれも M 社の所得になるとして課税処分を行った。

納税者側は M 社は T 氏の単なる代理人であり、法人の存在は課税上無視されるべきであると主張したが、連邦最高裁は、

「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば (so long as that purpose is the equivalent of business activity or is followed by the carrying on of business by the corporation)、法人は独立の課税主体として認識される。」 (New Colonial Co. v. Helvering, 292 U.S. 435, Deputy v. Du Pont, 308 U.S. 488) ……事業を行う上で法人を設立することの利点を選んだならば、租税上の不利を受忍することも求められる。……このルールには例外も認識されている。Southern Pacific Co. v. Lowe (247 U.S. 330)<sup>(89)</sup>及び Gulf Oil Corp. v. Lewellyn (248 U.S. 71)<sup>(90)</sup>はこのような例外であると認識されているが、どのようなものが例外になるのかについて、これらの判決はルールを示さなかった。……一般に、収入 (revenue) に関することについては、法人の形式はもしそれがシャム (sham) または虚偽 (unreal) であれば無視される。 (Higgins v. Smith, 308 U.S. 473, Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465) (下線筆者) 」

とした上で、M 社は 1933 年以降も資産の一部を駐車場としてリースしたり、税金の申告をしており、株主とは別の租税上の人格 (tax identity) があると述べた。その上で、代理

契約もなく通常の代理関係もみられないので、「T 氏の単なる代理人 (agent) である」という M 社側の主張も採用できないとして、国側を勝訴させた。

(租税回避否認法理との関係)

納税者側が主張した法人格の否認が認められなかった判例である。M 社は単なる代理人であって不動産の売却益は法人ではなく株主に帰属すると、原告人 M 社が法人格の否認を主張したが、認められなかった。

判決は、①「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば、法人は独立の課税主体として認識される。」と、本件における基本的な考え方<sup>(91)</sup>を述べた後、これには例外があるとした上で、②「法人の形式はもしそれがシャム (sham) または虚偽 (unreal) であれば無視される。」という基準を、Smith 事件及び Gregory 事件の連邦最高裁判決を引用しつつ述べている。

①の考え方をもとに、②の基準によって判断する、という手順を踏み、その結果、M 社には「租税上の人格 (tax identity) がある」ので、シャムではないと判断した。

本件では M 社の存在が「虚偽」でないことは明らかであるので、「シャム」ではなかったことが法人格を否認しなかった根拠ということになる。しかし、どのような場合に「シャム」に該当することになるのかが明確ではなく、基準としてはやはり、明確さに欠けるものであると思われる。

(オ) Commissioner v. Court Holding Co. 事件連邦最高裁判決<sup>(92)</sup> (1945 年 3 月 12 日判決)

(事件及び判決)

被告 C 社は、フロリダにある M アパートを購入し、保持する目的で 1934 年に設立された法人である。C 社はこのアパート以外には資産を保有しておらず、C 社のすべての発行済株式は M 夫妻が所有していた。1940

年 2 月 22 日にアパートをその賃借人に売却する合意を書類にまとめようとして関係者が集まった際、法人の弁護士から C 社が売却すると多額の法人税がかかってしまうので売却は実行できない、とアドバイスされた。翌日、M 夫妻が C 社の株式を放棄 (surrender) し、アパートを譲り受けるという内容の「清算配当」を C 社が宣言した。その後 M 夫妻と賃借人との間で売買契約が交わされたが、契約条件は前に合意していたものと実質的に同じだった。賃借人 (買い手) が 1 か月前に法人に払っていた 1,000 ドル<sup>(93)</sup>は購入価格の一部とされた。課税庁はこの取引について、売却をしたのは C 社であるとして C 社に課税した。

連邦最高裁は、

「租税裁判所は上述の事実から、『清算配当』の宣言とその後の法律上の権原の移転にもかかわらず、法人は売却交渉を放棄 (abandon) しておらず、清算配当の宣言と権限の株主への移転は、租税負担を回避するために『取引を実際と異なるようにみえるように』意図してなされた単なる形式である、と結論付けた。」

と述べ、

「租税裁判所での事実認定に基づいて判断すれば、売却による利得を被告 C 人に帰属させた租税裁判所の判断は正当である。課税の帰着は取引の本質 (substance) によって決まる。資産の売却から生じた利得から生ずる租税上の帰結は、法律上の権原を移転させるために用いられた方法だけによって最終的に判断されるわけではない。むしろ、取引は全体としてみられなければならない、交渉の開始から売却の完成までのそれぞれのステップが関連する。ある者による売却は、権原を移すために別人を導管 (conduit) として用いたとしても、課税上、別人による売却に転換されることはない。 (判決文脚注

4 : Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465; Minnesota Tea Co. v. Helvering, 302 U.S. 609; Griffiths v. Helvering, 308 U.S. 355; Higgins v. Smith, 308 U.S. 473.) 租税負担を変更するためだけに存在する単なる形式論 (formalisms) によって、取引の真の性質が偽装されることを認めることは、議会による租税政策の、効果的な執行を大きく損なうものである。(下線筆者)

と述べて、課税庁を勝訴させた。

(租税回避否認法理との関係)

課税上、アパートを売却したのは株主ではなく法人であるとして扱おうと連邦最高裁が判断した。契約書上株主の行為とされていたものを、課税の上で、法人の行為として扱ったものであり、Minnesota Tea Co. v. Helvering 事件差戻後連邦最高裁判決(上記(ア))と同様、通常とは逆のパターンの法人格否認の判例である。Gregory 事件連邦最高裁判決を「ある者による売却は、別人を権原を移すための導管 (conduit) として用いることによって、課税上、別人による売却に変わってしまうということはない。」と引用した。引用した内容は、上述の、Minnesota Tea Co. 事件差戻後連邦最高裁判決(上記(ア))や Griffiths 事件連邦最高裁判決(上記(イ))と似ている。単なる導管を使って課税上の結果を変更することはできないということを言っている。

この判決を連邦最高裁の判決文だけから理解することは難しい。法人が売却するという形をとらずに、(資産を株主に移した後に)株主が資産を売却することという形で契約したにもかかわらず、課税上は法人が売却したものとして取り扱われた。判決は「課税の帰着は取引の本質 (substance) によって決まる。」と書いている。契約書上は株主が売却したことになっているのに、どうして課税の上では「取引の本質」は法人による売却だとされたのだろうか。「取引の真の性質」の「偽装」と

認定された理由を連邦最高裁の判決文から読み取るとは困難と思われる。当初法人が売却するつもりであったからという理由だけで、「取引の本質」は法人による売却であると連邦最高裁が強引に判断したようにも読めてしまう。

後に、類似の交渉経過をたどって株主が資産を売却する契約が交わされた U.S. v. Cumberland Public Service Co. 事件の判決<sup>(94)</sup> (1950年1月9日)の中で、連邦最高裁は、Court Holding 事件連邦最高裁判決の判断を整理した。

Cumberland Public Service Co. 事件の概要は以下の通りである。少数株主閉鎖会社である電力会社の株主が、事業の継続は困難とみて会社の全株式を売却しようとした。しかし、相手方はこれを拒否し、設備・施設だけであれば購入するという提案をしてきた。電力会社側は、設備・施設を売却する際に、キャピタル・ゲインに多額の税がかかるとしてこの提案を拒否したが、同時に、このキャピタル・ゲイン税を避ける目的で、①電力会社の設備・施設を部分清算 (partial liquidation) の中で株主に移し、②残った資産を売り払って会社を解散し、③その後株主から買い手に設備・施設を売却することとした。合意は成立し、これらの取引は実行された。これに対し課税庁は、株主は法人による売却を成し遂げるために単なる導管として使われたに過ぎないと判断し、売却益について法人に課税した。

この事件の裁判において、課税庁側は、課税上は法人による売却として扱われるべきで、Court Holding Co. 事件連邦最高裁判決が先例になると主張したが、連邦最高裁は先例とならないと区別 (distinguish) した。

判決の中で連邦最高裁は、Court Holding Co. 事件について、

「購入条件は、実質的に、以前口頭で合意していたときのものだった。買い手か

ら法人に以前払われていた 1,000 ドルは購入価額の一部に充当された。法人は売却交渉を実際にはまったく放棄しておらず、解散もしなかった、清算とされるものの唯一の目的は租税負担を回避するために単なる形式を用いることによって法人による売却を偽装 (disguise) することだった、と租税裁判所は認定していた。  
……

(Court Holding Co. 事件連邦最高裁判決の) 判決文は、法人の真実の清算と解散の後に株主が売却を行った場合でも法人が課税されるということを意味してはいない。少数株主閉鎖会社の場合、法人が売却する場合と現物配当の後に株主が売却する場合との相違は、かすか (shadowy) で人為的 (artificial) であるが、議会はこの相違を認識して課税するように選択した。(下線筆者)

と、判例を区別した理由を説明した。

法人が清算配当後にも実際には解散していなかったことは、Court Holding Co.事件の一審<sup>(95)</sup> (国側勝訴) や二審<sup>(96)</sup> (納税者勝訴) の判決文には書かれているが、連邦最高裁判決には書かれておらず、1945年の判決当時に連邦最高裁がこの事実を考慮要素に加えていたか否かは連邦最高裁の判決文を読む限り判然としない。

1945年の連邦最高裁判決 (Court Holding Co. 事件) の記述がやや曖昧で混乱が生じていたのを、1950年になって連邦最高裁が、以下のように整理したと解することができる。

- ① 買主から法人への別件の支払いがアパート売却代金の支払いに充当されていた。
- ② 「清算配当」後も法人が解散していないことから、「清算配当」とされたものは、租税回避のための「単なる形式」であり、「取引の真の性質」の「偽装」だった。
- ③ ①及び②から法人は売却交渉を放棄していなかったと判断できる。

Court Holding Co.事件連邦判決で、処分証書である契約書が無視されたのは、「清算配当」を行ったにもかかわらず法人が清算しなかったために契約は「取引の真の性質」の「偽装」と判断されたことによる、と理解できる<sup>(97)</sup>。

なお、Court Holding Co.事件連邦最高裁判決は Gregory 事件連邦最高裁判決を、「ある者による売却は、権原を移すために別人を導管 (conduit) として用いたとしても、課税上、別人による売却に転換されることはない。」と引用しているが、この表現も、どのような場合に別人が「導管」であると判断されるのが、やはり明確ではない。

#### (カ) 考察

以上みたように、(7)Minnesota Tea Co. 事件連邦最高裁判決 (1938年) から (カ) Court Holding Co.事件連邦最高裁判決 (1945年) までの時期、連邦最高裁は法人格の否認が争点となった租税回避事件で、Gregory 事件判決を大胆に一般化して読みながら、法人格否認の法理と絡めつつ、租税回避を認めるか否かの基準として積極的に活用した。しかし、基準として確立していたとは言い難い状況にあった。

ここでまず、法人格否認の法理についての、当時の全般的な状況をみてみたい。

米国における法人格否認の法理の発展について、江頭憲治郎教授は、①1800年代初頭から1910年前後を第一期、②1910年前後から1930年代末までを第二期、③1939年以降を第三期と分けている<sup>(98)</sup>。ここに挙げた Minnesota Tea Co. 事件連邦最高裁判決 (1938年) から Court Holding Co. 事件連邦最高裁判決 (1945年) までの時期は、江頭教授の分類に従えば、法人格否認の法理の発展段階のうち、第二期の終わりから第三期の初めということになる。

第二期の状況について、江頭憲治郎教授は、「支配」要素を法人格否認の要件の中心とした「道具理論」 (instrumentality rule) が成

立したが、とくに第二期以後にその領域にとりこまれた分野（租税を含む）では、法人格が否認された事件と否認されなかった事件との実質的差異が、明確ではない事態が生じたと分析した<sup>(99)</sup>上で、「1926年に、法人格否認の分野で、現在でも、いろいろな意味でもっとも著名な判例の一つである *Berkey v. Third Avenue Ry.* 事件においてカルドーズ裁判官が、『親子会社関係の全問題は、いまだ比喻の霧につつまれている』と嘆じたのは、このような事情をさす。」<sup>(100)</sup>と述べ、法人格を否認する要件を巡って混乱が生じていたことを書いている。

また、第三期については、1939年の *Taylor v. Standard Gas & Electric Co.* 事件（いわゆるディーブロック事件）連邦最高裁判決<sup>(101)</sup>以降、「前提を問われることなく当然正しいものとされてきた“支配—道具”理論から、直接、不衡平（injustice）の要素をこまかく検討する傾向に、カリフォルニア州の先進的な判例を中心に動いていく」など、第二期の判例に対して修正が加えられ始めたと分析している<sup>(102)</sup>。

江頭憲治郎教授が、第二期から第三期の法人格否認の法理全般について書いた状況は、租税事件の法人格否認を巡る状況でもみられた。

（第二期の状況（租税事件））

ここでみた5つの判決では、以下のような表現が基準となって、個別の判断が下されていた。

- (ア) 「遠回りの不正な道」、「ただの導管」（*Minnesota Tea Co.* 事件差戻後連邦最高裁判決）。
- (イ) 「課税対象資産に対する現実の支配」（*Griffiths* 事件連邦最高裁判決）。
- (ウ) 「納税者は支配を持ち続けていた」、「支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引」及び「虚

偽またはシヤム」（*Smith* 事件連邦最高裁判決）。

- (エ) 「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば」及び「シヤムまたは虚偽」（*Moline Properties, Inc.* 事件連邦最高裁判決）。
- (オ) 「ある者による売却は、権原を移すために別人を導管として用いたとしても、課税上、別人による売却に転換されることはない。」（*Court Holding Co.* 事件連邦最高裁判決）。

これらの表現には、以下のような問題があったと考えられる。

第一に、基準の中に、「不正な道」、「ただの導管」、「支配」、「シヤム」などの用語が用いられているが、これらがどのような概念なのか明瞭でなく、また、どのようなものまでこれに該当するのかという境界も明らかでないために、基準としては不明確なものになっていた。

第二に、「支配」を重視した判決とそうでない判決が混在していた。

- ① *Griffiths* 事件連邦最高裁判決では、「課税対象資産に対する現実の支配」に基づいて法人格が否認され、
- ② *Smith* 事件連邦最高裁判決では、「現実の法人が存在していたことは明らかだ。何年にも渡って多数の取引が行われていた。」と書きながらも、「納税者は支配を持ち続けていた」として法人格が否認された。他方、
- ③ *Moline Properties, Inc. v. Commissioner* 事件連邦最高裁判決は、「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば、法人は独立の課税主体として認識される。」と述べ、法人が事業を行なっていれば「支配」とは関係なく法人格は否認されないという立場を採っていた。



このように、「支配」を巡って、扱いに統一性がない状況が生じていた。

第三に、Gregory 事件連邦最高裁判決が各事件で大胆に一般化されて引用されたが、一般化のされ方がアドホックで統一されていなかったために、裁判でどのような基準が適用されるのか予測がつかず、予測可能性が低い状況が生じていた。

(第三期の状況 (租税事件))

第三期には、次の「(2)(ウ)」の Commissioner v. National Carbide Corp. 事件第二巡回控訴裁判決のところで後述する通り、Smith 事件連邦最高裁判決の考え方が、連邦最高裁の Commissioner v. National Carbide Corp. 事件の判決で修正された。

このように、租税事件についても、第二期には法人格を否認する基準を巡って混乱が生じていて、第三期に至って修正が加えられるようになっていったとみることができる。

ここでみた5つの連邦最高裁判決の考え方が、その後の判例の積み重ねの中で徐々に整理・明確化されていく。特に、次の時期の L.Hand 判事によるいくつかの判決が大きな役割を果たして、租税回避否認法理の形成につながっていったと筆者は考える。

#### (2) L.Hand 判事による判決(1944年～1957年)

1940年代の半ば以降、L.Hand 判事は Gregory 事件判決を引用し、この判決の考え方に説明を加えながら、以下に掲げるいくつかの判決を下していった<sup>(103)</sup>。

#### (ア) National Investors Co. v. Hoey 事件第二巡回控訴裁判決<sup>(104)</sup> (1944年7月13日判決)

(事件及び判決)

N社(原告・控訴人)は、投資目的の信託を事業としており、S社、T社、F社の3法人の株式を多数保有していた。N社はこれらの3法人と統合して一つの法人になることを計画し、1934年12月に、保有していた3法

人の持分をそれまで休眠状態だったデラウェア州法人(100%子会社)に移した。しかし同月のうちに、統合の「計画」はN社の株主に否決されて頓挫した。

N社はその後デラウェア州法人を段階的に清算することを決め、一年後の1935年12月に、デラウェア州法人の全資産(S社、T社、F社の持分)のうち、十分の一をまず取り戻した。取戻し時点で各社の持分の価値が下がっていたことから、損失を計上して申告したところ、課税庁がこれを否認した、という事件である。

なお、デラウェア州法人は1936年1月に清算されて、S社、T社、F社の残っていた持分はすべてN社の手元に戻った。

判決で、L.Hand 判事は、

「Higgins v. Smith 事件連邦最高裁判決の註釈(gloss)は熟慮されており先例となるものだ。法人を組織した目的がいかなるものであれ、『法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば、法人は独立の課税主体として認識される。』(Moline Properties, Inc. v. Commissioner 319 U.S. 436)。これは我々の理解するところでは、Gregory 事件連邦最高裁判決で法人の組織再編について提起された解釈と同じものであり、租税回避の動機自体はいかなるときにも(判決の判断に)関係することはないと、ときどき誤って理解されてきたものである。実際にはその解釈はこの法理を侵害するものではない。単に、課税上、独立の法律上の人格として扱われるためには、法人は何らかの工業上、商業上またはそのほかの租税回避以外の活動に従事していなければならない、ということを表明している。言い換えれば、『法人』という用語は通常の意味での何らかの『事業」

『(business)』を行っている法人を意味すると解釈されており、租税を回避する(escape)ことは通常の意味での『事業』にはならない、ということを表明している。(下線筆者)』

と述べた。その上で、1934年12月に持分を法人に移したことは「計画」の中で行ったことで、事業であると認められるが、持分の価値が値下がりしたのは「計画」が株主に拒否された後であり、どうしてその後1年間も持分が法人に保持されたままだったのか等について審理が尽くされていないとして、再審理(new trial)を命じた。

(租税回避否認法理との関係)

法人格の否認が争点となった判例である。

本判決は、Moline Properties, Inc.事件連邦最高裁判決の一部分を引用し、それに解説を加えた上で、基準をより明確に示し、判決を下している。

Moline Properties, Inc.事件連邦最高裁判決は、「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば、法人は独立の課税主体として認識される。」という考え方を示した後に、「シャム」かどうかを基準として判断を下していた。どのような場合に「目的が事業活動と同等」、「(目的が)法人の事業活動の継続を伴ったもの」、または、「シャム」に該当するのかが明確ではないものだった。

それに対し、この判決の理由、「(Gregory事件連邦最高裁判決の解釈は、)課税上、独立の法律上の人格として扱われるためには、法人は何らかの工業上、商業上またはそのほかの租税回避以外の活動に従事していなければならない、ということを表明している。言い換えれば、『法人』という用語は通常の意味での何らかの『事業』を行っている法人を意味すると解釈されており、租税を回避することは通常の意味での『事業』にはならない、

ということを表明している。」は基準をより明確に提示していると思われる。

Moline Properties, Inc.事件で連邦最高裁判決が考え方として示していたものを、L.Hand 判事がより明確化して、基準として判決で用いたものであると考えられる。

(i) Fairfield Steamship Corp. v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決<sup>(105)</sup> (1946年6月21日判決)

1940年の夏、訴外A社の3人の株主(3人で株式を100%保有)は、A社とその100%子会社であるF社(控訴人)を清算することにした。3人の株主は、1940年9月19日にF社(控訴人)を解散し、清算配当の形でF社が保有していた船及びその他のすべての資産をA社に移すこととした。この船等の移転が、当時の内国歳入法112条(b)(6)(C)または(D)に定める清算配当に該当するものであれば、配当時には課税されず、A社が船等を第三者に売却するまで課税は繰り延べられることになる。9月23日に船の権原(title)はA社に移転され、その後10月3日に船は第三者に売却された。これによりA社は売却益を得たが、同社の他の赤字と相殺され、A社の税負担は軽減された。

判決でL.Hand判事は、

「状況はGregory事件連邦最高裁判決の状況に似ている。Gregory事件の納税者は文字通りに解釈すれば租税を回避できるよう法令の規定にしたがって着実にことを進めたが、連邦最高裁は、該当条文は単に言葉のモザイクとしてではなく、目的に照らして解釈されなければならないと判示した。そこで問題となったのは、議会が「法人」という単語を用いた時にそれが通常の上の事業上の目的のためでなく、租税を回避するためだけのものを含むことを意味していたかどうかである。納税者に租税を回避したいという動機があっても関係がない。判決は、法令はそ

の目的に照らして読まれるべきだということのみを判示している。今回のケースで、112条(b)(6)(C)または(D)についても同じことがいえる。法令の目的は、二つの法人が統合されて単一の事業またはベンチャーを行う一つの法人形態になること……を認めることである。これが、課税の繰り延べを認めるための条件である。……つまり、特別扱い (privilege) は事業が継続されること、及び、清算が事業を終えるための単なる一つのステップになっていないことを前提としている。(下線筆者) 」

と述べて、清算配当の際の課税繰り延べは認められず、船の売却益は控訴人 (F社) に帰属すると判示した。

(租税回避否認法理との関係)

この判決は、法人格否認の法理が争点となったものではない。目的論的解釈による否認という Gregory 事件判決と同じ手法が用いられている。112条(b)(6)(C)または(D)の目的が、事業継続を前提に法人統合時に一つの法人を清算した場合には課税を繰り延べするというものであるとし、問題の取引はこの目的に適合していない、と目的論的解釈を行って法令の適用を否定したというものである。

ここで、L.Hand 判事が、Gregory 事件連邦最高裁判決について「議会が「法人」という単語を用いた時にそれが通常の事業上の目的のためでなくて租税を回避するためだけのものを含むことを意味していたかどうか」という表現を用いたことに注目したい。同判事の National Investors Co. 事件での判示に類似する内容のものであるが、Chisholm 事件判決で、同判事が使った、「裁判所が法人として理解しているものを設立すること」という表現がより具体的で明確なものになっている。

(ウ) Commissioner v. National Carbide Corp. 事件第二巡回控訴裁判決<sup>(106)</sup> (1948

年3月31日判決)  
(事件及び判決)

原告はいずれも訴外 AR 社 (製造業) の 100%子会社である三法人である。三つの事業分野のそれぞれについて、原告の各法人が AR 社の「代理人 (agent)」として工場を経営・運営して製品を生産するとともに営業・販売活動を行う、という契約が原告各社と AR 社との間で結ばれていた。工場や設備等は AR 社のものを原告各法人が使っていた。原告各法人は、収益のうち自社の資本金額の 6%を超える分について AR 社に支払うことになっており、法人の所得として資本金額の 6%相当額だけを申告していたところ、原告各社が AR 社に支払っていた金額も原則として原告各社の所得になるとして課税庁が課税したというものである。一審の租税裁判所は、原告は AR 社の単なる代理人に過ぎないと認めて、6%を超える額は AR 社の所得であると認定し、納税者を勝訴させていた。

判決で L.Hand 判事は、

「Gregory 事件判決は、法律上の有効な取引から生じる権利は、取引が租税を回避するために企てられたものであったとしても、課税の上で異なって扱われることはないという、裁判所がこれまで何度も繰り返し述べてきた法理を侵害するものだ、時として誤解されてきた。この法理は、事業が税額を少なくするための最も適した形でいつも行われている我々の社会のようなどころでは、産業上また商業上、欠くことのできないものである。Gregory 事件連邦最高裁判決も、出来事を決定づける法人を設立したとき納税者の動機は租税回避だったが、この法理の例外ではない。課税の上で常に決め手となるのは、租税を回避したいという付随的動機があったかどうかではなく、法人を、用語の通常の意味で会社 (enterprise) とされるものにする動機がまったくない

ことである。(下線筆者)」  
と述べた上で、

「AR社は製造・配給を行う上で、第三者と直接取引を行うよりも4社体制で行った方が便利だと考えてこの方式をとっていた。その理由が何であれ、これは事業上の理由であり、そのためにAR社が用いた法人は法のどのような解釈においても『法人』である。(下線筆者)」と述べて、納税者を敗訴させた。

(租税回避否認法理との関係)

納税者が主張した法人格の否認が認められなかった判例である。判決は、事業上の理由があつて存在している法人は無視されないという考え方を示した。

この考え方は、Smith事件連邦最高裁判決と矛盾するものである。1940年の同判決は、「現実の法人が存在していたことは明らかだ。何年にも渡って多数の取引が行われていた。」と認定したにも関わらず、株主は法人に株式を売却した後もその株式を「支配」していたとして、法人格を否認し、法人に株式を売却したことによる売却損の計上を否認していた(本稿「第4 2.(1)ウ」参照)。

この点について、判決の結論に至る前の部分で、L.Hand判事は、「(Higgins v. Smith事件連邦最高裁)判決によれば、我々が『法人』と捉えているものであつても、株主との間の取引について、否認される場合があるということになる。相違点は明らかになつていないと認めなければならない(it must be confessed that the differentia is left open).」と述べた。

その後の本事件の上告審判決(1949年3月28日)で連邦最高裁は、親子会社間で子会社が代理と認定される場合を、①親会社の名前で親会社のために操業していること、②その行動が親会社を拘束すること、③受け取った金銭を親会社に送金していること、など6つの要素<sup>(107)</sup>がある場合と整理した<sup>(108)</sup>

上で、本件の原告は代理人には該当しないとして、上告を棄却した<sup>(109)</sup>。

連邦最高裁がL.Hand判事に促されて、Smith事件連邦最高裁判決を見直し、「シャム」ではない実体がある法人であっても、行為がその法人の行為でないとされる場合の条件を整理したと理解することができる。

(E) Commissioner v. Transport Trading & Terminal Co.事件第二巡回控訴裁判決<sup>(110)</sup>  
(1949年7月11日判決)

(事件及び判決)

訴外A社は、1929年に船会社である訴外P社の株式1万株を50万ドルで購入し、1937年に公売にかけた上で100%子会社であるT社(被控訴人)に2万ドルで売却した。1940年にP社の筆頭株主が高値でこの株式を買収することになった。同年10月にT社はこの株式をA社に現物配当し、2万ドルの現物配当として記帳した。同年11月にA社とP社の筆頭株主との間で株式売却について最終的に合意し、A社が株式を58万ドル余で売却した。これに対し、課税庁がこの株式はT社が売却したものだとして、T社に課税したという事件である。

この事件で、L.Hand判事は、

「直後に売却できることが確実な場合には、それだけでGregory v. Helvering事件連邦最高裁判決(293 U.S. 465)及びFairfield v. Commissioner事件第二巡回控訴裁判決(157 F.2d 321)が先例となる。要するに、このような状況での『配当』は法令が考えている種類の『配当』には当たらないということだ。……配当の宣言は船の売却を意図してなされた手段の一つのステップに過ぎない。……この配当は、親法人の事業のためのものではなく租税を回避するためだけのものであり、このような『配当』は、内国歳入法115条で考えられている『配当』には該当しない。」

と述べて、納税者を敗訴させた。

判決の終わりに、L.Hand 判事は、

「今回先例となると判示した Gregory 事件連邦最高裁判決の法理は、法人の組織再編に限定されない。この法理は、はるかに広い射程をもっている。商業上または工業上の取引について記述している税法の用語を解釈するときには、これらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていないと理解すべきだ、ということ、この法理は意味している。（下線筆者）」

と述べた。

（租税回避否認法理との関係）

この事件では、法人格の否認ではなく、国内歳入法 115 条で考えられている「配当」には該当しない、と目的論的解釈による否認を行なって、納税者の主張を退けた。目的論的解釈を行うときに解釈上の基準としたのが、「商業上または工業上の取引について記述している税法の用語を解釈するときには、これらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」という部分だった。この基準に照らして、本件の配当は、条文で考えられている「配当」には該当しないと判断されたということになる。

この「租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」という表現は、租税回避の動機を判断の基準にしていることになるだろうか。Gregory 事件で、連邦最高裁は租税回避の意図（動機）は判断に関係しないという立場を採った<sup>(111)</sup>が、この点についての判例変更ということになるのだろうか。

この表現について、Marvin Chirelstein 教授は、「租税を回避したいという目的は課税に影響しない (neutral) と考えられなければ

ならない、という繰り返しなされた主張が、この判決文の中に書かれていないことをあわせて考えると、L.Hand 判事はついに主観的基準 (subjective standard) の誘惑に屈したようにもみえる」と書き<sup>(112)(113)</sup>、その上で、その後 1956 年の Loewi v. Ryan 事件第二巡回控訴裁判決<sup>(114)</sup>でも「納税者の動機は租税負担の判断に影響がないと連邦最高裁が判決の中で何度も述べている」と L.Hand 判事が書いていることなどを理由に、やはり L.Hand 判事は主観的基準を採用していなかったと確信できると書いている<sup>(115)</sup>。

「租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」という表現は、事業上の動機であれ、それ以外の法人の活動上の動機等であれ、租税回避以外の動機が何かあれば税法の適用の上で取引が否認されることはない、ということ述べている。租税回避の動機があれば否認の対象になるということ述べてはいない。よって、租税回避の動機の有無によって否認するか否かを判断する基準 (Chirelstein 教授が「主観基準」と書いているもの) にはなっていないと筆者は考える。租税回避の動機があっても、同時に他の動機 (法人の活動上の動機等) があれば取引は否認されないことになり、租税回避の動機の有無自体が否認の判断基準になっているのではないからである。よって、「租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」という表現は、Gregory 事件連邦最高裁判決と矛盾するものではなく、判例変更にはなっていないと考える。

Gregory 事件判決は、組織再編という法人の事業の中で行われるべき取引についての判例だったので事業上の目的がないことが否認の理由になった。そこから「事業上の動機のない取引は歳入法の『組織再編』に該当しない」という考え方が出てきていた。これに代えて「租税回避以外に動機のない取引は否認される」という表現を用いれば、事業収益獲

得のための取引とは言えないようなもの（例えば、①配当の支払いや、②個人が借金をして非事業性の投資をした場合の借入利息の支払い、など）に対しても Gregory 事件の法理の射程が広がることになる。法人格否認の法理の判例の中で法人格を否認すべきか否かの基準として発展してきた基準が、法人格の否認が問題になっていない事件でも広く使えるところまでさらに発展したとみることができる。

L.Hand 判事自身が判決の中で「この法理は、はるかに広い射程をもっている。」と述べているが、「租税回避以外に動機のない取引」という表現を用いることによって、否認法理の射程が事業性でない取引にまで広がったと考えられる。

(ウ) Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決<sup>(116)</sup> (1957年9月26日判決)  
(事件、判決、及び反対意見)

1946年6月にG氏(控訴人)及び訴外B氏は半分ずつ出資して訴外G社を設立した<sup>(117)</sup>。G氏及びB氏が役員となり、G氏は社長として事業に積極的に参加していた。G社の出資金のほとんどは、他社(複数)を買収するために使われた。その後1946年から1948年にかけてG氏、G氏夫人、B氏の3人がG社に資金を利息付で貸し付け、引き換えにG社は約束手形を振り出した。この資金はG社の運営費として使われた。事業はうまくいかず、一度も利益を出さないうちにG社は1948年に清算された。G氏夫妻が貸し付けた資金には利息が一度も支払われなかった。G氏夫妻がこの貸付けについて貸倒損失として合同申告(joint return)をしたところ、課税庁がこの損失を否認したという事件である。(G氏夫人の貸付けについては、一審で非事業性の貸し倒れと認定され、判決が確定している<sup>(118)</sup>。)

判決で、Medina 判事は、法人にとって債務が実際に成立しているかどうか、租税法が

意図している負債や利子に該当するかどうか、利子控除は税減らし以外に目的がないものかどうか、事業が成功するかどうかに関わらず弁済される可能性があるものかどうか、など検討すべき点は多くあるのにそれらの点について検討を尽くしていないとして、事件を差し戻した。

この判決につけた反対意見で、L.Hand 判事は、

「所得・法人税法は、納税者の財務上の取引(financial transactions)に課税しており、納税自体ももちろん財務上の取引である。しかし、もし納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益(beneficial interest)に影響がない取引を行った場合には、税法はその取引を無視する。税法は、税を課すことを目的としたものであり、税からの逃れ道(escape)を提供することがその目的のうちにあるはずはないからである。(Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465; Griffiths v. Helvering, 308 U.S. 355; Higgins v. Smith, 308 U.S. 473; Bazley v. Commissioner, 331 U.S. 737)。取引が、租税上の効果に加えて、事業における納税者の受益的利益(beneficial interest)を向上させる(promote)と納税者が考えているならば、望んだ租税の軽減が認められるだろう。存在しなくなった事実に基づいて税を払うのでなければ経済的メリットを自制しなければならない、と判決するのは道理にあわないからである。……上述したような法理を少しでも示唆するような判決はこれまでにはなかった。この法理は、納税者の財務上のポジションを、良い方にも悪い方にも、はっきりとわかる程度には(appreciably)変化させない取引についてのみ、あてはまる。

以上書いたことが私の同僚裁判官が言っていることと違うのかどうか私は確

信がもてない。しかし、私は彼らが租税裁判所に採用するように望んでいるテストの形式には賛成できない。取引に『実質的に経済上の実体 (reality) がある』とか、取引は『実質的には形式通りのものだ』とか、『シャムだ』とか、『仮装だ』とか、『取引の実質による』とかいうのは、すべて私から見れば、決定力のある事実について語っておらず、判断基準を不明確なまま放置しているようにみえる。(下線筆者) 」

と述べ、その上で、

「出資ではなく貸付の形で資金を提供すると決めたとき、この違いが租税以外に控訴人の受益的利益に明らかに影響すると控訴人は考えていただろうか。そのように考えていたかどうか、立証の責任は控訴人にある。」

と述べた。

(租税回避否認法理との関係)

この反対意見は、L.Hand 判事が租税回避の問題について自らの考えを述べた最後のものになった<sup>(119)</sup>。

この反対意見の「納税者が租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) に影響がない取引を行った場合には、税法はその取引を無視する。」という見解は、法人格否認の法理による否認の場合以外に、私法上の法律関係を離れて否認することがありうることを宣言している。租税回避否認法理が、法人格否認の法理や目的論的解釈といった手法から離れ、独立した法理になってきたことを示すものであり、租税回避否認法理の形成の上で大きな意義のあるものであると筆者は考える。

「租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) に影響がない取引」という表現は、租税を減らすこと以外に取引に実質がない(納税者の経済的利益に影響がない)、といった意味合いのことを示すものと

思われる。上記 (エ) Transport Trading & Terminal Co. 事件第二巡回控訴裁判決での「租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」という表現は取引の主観面に注目した表現であったが、Gilbert 事件のこの表現は、動機という主観面よりも受益的利益への影響という取引の客観面に注目したものとみることができると<sup>(120)</sup>。この表現は、その後 1960 年の Knetsch v. United States 事件判決で、連邦最高裁が判断の基準として引用し<sup>(121)</sup>、更に、取引の主観面(動機)だけでなく、客観面もみるという見方につながって、Rice's Toyota World, Inc. v. Commissioner 事件第四巡回控訴裁判決<sup>(122)</sup>で確立された二分岐テスト (two-prong test) に取り入れられたと考えられる。そして、結果的に、2010 年に内国歳入法に 7701 条(o)として入った経済実質法理 (economic substance doctrine) の、「取引が(連邦所得税の上の効果を除き)意義のある方法で納税者の経済的ポジションを変更するものであり」<sup>(123)</sup>という表現につながっていったと考えられる。

また、「租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) に影響がない取引」はなぜ否認できるのかということについての「税法は、税を課すことを目的としたものであり、税からの逃れ道 (escape) を提供することがその目的のうちにあるはずはないからである。」という理由付けは、税法の条文上の要件を満たす租税回避行為を否認することを正当化する説得力のある理由付けであり、影響力を持ちうるものであると考える。Robert Smith 弁護士は、この理由付けが、「適用する税法が自己(税法自身)を無効化するものになるように解釈するのは合理的ではない」という意味だと解して、1999 年の論文で、「自己無効化理由付け (self-defeating rationale) 」<sup>(124)</sup>と名付けた。そして、論文の最後に、「経済実質法理は、税法の中の特定の語や句 (phrase) に根拠があるものでは

ないが、それにも関わらず税法の解釈の原則を提示したものであり、L.Hand 判事が Gregory 事件及びそれに続く事件の中で明確に表現し、Knetsch 事件にも反映された自己無効化理由付け (Self-Defeating Rationale) によって正当化されている」と書いている<sup>(125)</sup>。

(カ) 考察

ここでみた5つの事件の判決文・反対意見で、L.Hand 判事は、以下のような基準を示した。

(ア) 「『法人』という用語は通常の意味での何らかの『事業』を行っている法人を意味すると解釈されており、租税を回避することは通常の意味での『事業』にはならない」(National Investors Co.事件判決)。

(イ) 「議会在「法人」という単語を用いた時にそれが通常の事業上の目的のためでなくて租税を回避するためだけのものを含むことを意味していたか」(Fairfield Steamship Corp.事件判決)。

(ウ) 「法人を、用語の通常の意味で会社とされるものにする動機がまったくないこと」(National Carbide Corp.事件判決)。

(エ) 「これらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」(Transport Trading & Terminal Co.事件判決)。

(オ) 「租税を減らすこと以外に受益的利益に影響がない取引を行った場合には、税法はその取引を無視する」(Gilbert 事件判決反対意見)。

Chisholm 事件第二巡回控訴裁判決で、L.Hand 判事が用いた基準は、法人の設立者の目的が「裁判所が法人として理解しているものを設立すること」であったか否か、というものだった。上記の(ア)や(イ)も、基本的には同じことを述べており、(事業実態や目的からみて)通常法人かどうかを問題にしているが、「租税を回避する」ためだけのもの

は含まれない、という部分が付加されている。それが、(エ)や(オ)では、「租税回避以外に」何があるか、という基準になってきていて、法人格否認の法理を離れても使うことのできる基準になってきている。このように徐々に基準が整理されてきたと考えられる。

その結果、まず第一に、前の時期(上述の1938年から1945年の時期)の連邦最高裁の5つの判例に比べて、基準の明確さや予測可能性の点が格段に改善された。5つの最高裁判例では、①「遠回りの不正な道」、「ただの導管」、「支配」、「シャム」などの概念が用いられていて、これらの概念が明瞭さに欠けたために、基準として明確ではなかった、さらに、②Gregory 事件連邦最高裁判決がさまざまな形でアドホックに引用されていたため、予測可能性に欠ける状況にあった、という問題が生じていた。それが、不明瞭な概念が用いられることがなくなり、基準も「租税回避以外に」何があるのかをみる、という観点に収斂してきたため、明確性や予測可能性の点は格段に改善されたと考えられる。

第二に、法人格を否認するか否かに焦点があてられていた基準が、(エ)「これらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」(Transport Trading & Terminal Co.事件判決)という表現として、目的論的解釈の際の基準にも用いることができるものになり、射程が事業性でない取引にまで広がった点である。

第三には、「租税を減らすこと以外に受益的利益に影響がない取引を行った場合には、税法はその取引を無視する」(Gilbert 事件判決反対意見)というところまで基準が進展し、法人格否認の法理を離れても私法上成立している法律関係を離れた法律構成を行うものになり、租税回避否認法理が法人格否認の法理から独立した法理になってきた点である。



おわりに

### 1. 1950年代後半までの租税回避否認法理の発展について

Gregory 事件の第二巡回控訴裁判決及び連邦最高裁判決の租税回避否認の手法は、条文の特定の用語についての目的論的解釈による否認であった。判決に、行われた取引には事業上の目的がなかったと書かれたことから、歳入法上の「組織再編」に該当するためには事業目的が必要、と判決直後には理解され、さまざまな批判にさらされた。

Gregory 事件と同じ「組織再編」関連の事件についてみると、本稿で取り上げた判例の範囲では、「新設合併または吸収合併」及び「資本再構成」の分野で Gregory 事件連邦最高裁判決を引用した判決がいくつかあったが、結果的にはこの分野では、Gregory 事件判決の射程が広がって法理に発展していくような状況はみられなかった。

Gregory 事件判決は、むしろ法人格否認の分野で多く引用された。法人格否認の法理は判例法上の考え方で、特定の条文に根拠があるものではないため、判決で用いられるたびにどのような基準で法人格が否認されるのか、基準となる考え方が提示された。そして、それらが積み重なり、基準として整理されていった。「シャム」か否かが基準とされ、具体的にどのようなものが否認の対象となるかが明示されなかった連邦最高裁判決もあったが、その後否認対象となるものについて明確化が図られていった。

### 2. 事業目的の法理の形成・発展について

Gregory 事件判決が出された直後に唱えられた事業目的の法理 (business purpose doctrine) の形成・発展状況についてはどのようにみればよいのだろうか。この法理については、Gregory 事件判決が出された直後に、「歳入法 112 条の組織再編に該当するためには事業目的 (business purpose) が必要と裁

判所が判断した」と解されたときに成立したとみることができる。

1935 年の Chisholm 事件では、「裁判所が法人として理解しているものを設立すること」としてより一般化されて引用され、「組織再編」事件に限定された考え方ではなくなった。

もともとは「組織再編」についての法理だったにも関わらず、その後の組織再編事件では、事業目的の法理は一部の下級審で用いられただけで、余り使われなかった。

法人格否認の法理の対象となった事件等の中で、事業目的の法理はより射程の広いものに一般化され、変質・発展していった。

事業目的法理は、その後、1980 年代に二分岐テスト (two-prong test) が形成されると、その一部として取り込まれたと解されている<sup>(126)</sup>。

### 3. 1950年代後半時点での租税回避否認法理の状況

#### (1) 否認法理の形成状況について

#### (ア) 後の経済実質法理との関係について

1950 年代後半時点では、「租税回避否認法理」といったような体系的なものにはなっていなかったが、今日の経済実質法理 (economic substance doctrine) の二分岐テストの原型とみられるものがすでに形成されていたと考えられる。

経済実質法理は、2010 年の税制改正で現行の内国歳入法 (Internal Revenue Code) に 7701 条(o)として入ったが<sup>(127)</sup>、法理について以下のように規定している。

「(1) 法理の適用。--経済実質法理が関連するいかなる取引においても、

(A) 取引が (連邦所得税の上の効果を除き) 意義のある方法で (in a meaningful way) 納税者の経済的ポジションを変更するものであり、かつ、

(B) 納税者に (連邦所得税の上の効果以外に) 取引を行う実質的な目的

(substantial purpose)がある場合、  
に限り、取引には経済実質があると取り扱わ  
れる。」<sup>(128)</sup>

この定義規定の、

(A)の部分は、Gilbert 事件二審判決の反対意  
見の「租税を減らすこと以外に受益的利益に  
影響がない取引」という表現が原型とみるこ  
とができ、

(B)の部分は、Transport Trading &  
Terminal Co.事件判決の「租税回避以外に動  
機のない取引」という表現が原型とみるこ  
とができる。

(イ) 租税回避の否認の理由付けについて

また、Gilbert 事件判決の L.Hand 判事  
による反対意見で示された「税法は、税を課す  
ことを目的としたものであり、税からの逃れ  
道 (escape) を提供することがその目的のう  
ちにあるはずはないからである。」という考  
え方は、租税回避を否認する基準を理論面  
で支えるもので、その後の租税回避否認法理  
の発展にも影響を与えたものと思われる。

(ロ) 否認の前提について

なお、これらの基準・考え方は、租税回避  
が取引の動機であったとしてもそのために判  
決の判断が影響を受けることはないという、  
Gregory 事件連邦最高裁判決が前提とした考  
え方を踏襲している点<sup>(129)</sup>には留意が必要で  
ある。わが国で唱えられている「『私法上の  
法律構成』による否認」において、「租税回  
避目的がある場合には、当事者が選択した法  
形式が真実の法律関係であるか否かを判断す  
るに当たっての重要な間接事実になろう」と  
考えられている<sup>(130)</sup>こととは対照的である。

(2) 私法上の法律関係を離れた法律構成に  
ついて

法人格否認の法理を用いた判決で、私法上  
の法律関係を離れた法律構成を行っている点  
についてはどのように考えるべきだろうか。

① Minnesota Tea Co.事件差戻後連邦最高  
裁判決<sup>(131)</sup> (1938 年)で原告 (M 社)は、

106 千ドル余の債務の弁済を株主を迂回し  
て行うことによって租税を回避することを  
企てたが、課税上は法人が直接弁済したも  
のとして扱われた。

② Griffiths 事件連邦最高裁判決<sup>(132)</sup> (1939  
年)では法人格の否認が認められ、私法上  
は法人の取引であるのに、課税上は株主の  
取引であるとされた。

③ Smith 事件連邦最高裁判決<sup>(133)</sup> (1940 年)  
でも、②と同様に法人格の否認が認められ、  
法人への株式の売却は、課税の上では無視  
された。

④ Court Holding Co. 事件連邦最高裁判決  
(1945 年)では、契約書上株主による売却  
となっていたのに、課税上は法人による売  
却として扱われた。

法人格否認の法理は、「法人格の独立性(…)  
すなわち、①会社の対外的活動から生じた権  
利・義務は会社に帰属し、かつ、②会社に対  
し効果を生ずる財産法上の行為は会社の機関  
が行う(…)との原則を、当事案限りで否認  
する法理である」<sup>(134)</sup>から、当然に、有効に  
成立している法律関係を離れた法律構成を行  
うことになる。「法人格の独立性を形式的に  
貫くことが、場合により正義・衡平に反する  
……場合に、特定の事案につき会社の法人格  
の独立性を否定し、会社とその背後の株主と  
を同一視して事案の衡平な解決をはかる法理」  
<sup>(135)</sup>とされており、「既存の法理では妥当な  
結論が出ない場合につき事案の衡平な解決を  
はかるための最後の手段」<sup>(136)</sup>と理解されて  
いる。「正義・衡平に反する」場合に、「最  
後の手段」としてやむを得ず法人格の否認が  
認められるということになる。

この点につき、わが国の最高裁も、法人格  
否認の法理を初めて適用した昭和 44 年の判  
決<sup>(137)</sup>の中で、

「法人格が全くの形骸にすぎない場合、  
またはそれが法律の適用を回避するため

に濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである。……

……会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要を生じるときは、会社名義でなされた取引であっても、相手方は会社という法人格を否認して恰も法人格のないと同様、その取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することを得、そして、また、個人名義でなされた行為であっても、……その行為を会社の行為であると認め得るのである。（下線筆者）」

と書いており、法人格否認の法理を用いた場合には成立している法律関係を離れて法律構成を行うことになることを認めている<sup>(138)</sup>。

Gregory 事件連邦最高裁判決に由来する租税回避否認の考え方は、法人格否認の法理が用いられた事件で引用される中で、私法上の法律関係を離れた法律構成を伴うものに発展してきたと考えられる。本稿「第4」で取り上げた判例で、私法上の法律関係を離れて租税回避を否認したものは、すべて法人格否認の法理を用いていた。それが、Gilbert 事件判決の L.Hand 判事の反対意見あたりから、租税回避否認の考え方は、法人格否認の法理から離れても私法上の法律関係を離れた法律構成を行って、租税回避行為を否認するようなものに発展してくる。

租税回避の否認の考え方が、法人格否認の法理から独立し、法人格を否認する場合以外でも私法上の法律関係を離れて否認するようになってきた背景には、①どのようなものが否認の対象になるかということに関しての基準が整ってきていたため、私法上の法律関係を離れた法律構成を行っても予測可能性・法的安定性の観点からの問題は小さくなって

たこと、②「税法は、税を課すことを目的としたものであり、税からの逃れ道 (escape) を提供することがその目的のうちにあるはずはないからである。」という租税回避の否認の理由付けが明確な形になってきたために、租税回避以外に目的や実質がないような極端な租税回避取引を否認することについて、正当化されやすくなってきていたこと、の二点があると考えられる。

### (3) 否認の方法について

1950年代後半時点では、Gregory 事件連邦最高裁判決から導かれた「租税回避否認法理」ともいうべきものは、

- ①「租税回避以外に動機のない取引」や、
- ②「租税を減らすこと以外に受益的利益 (beneficial interest) に影響がない取引」を対象とする、という形に整理され、発展してきていた。

否認の手法としては、①目的論的解釈による否認、②法人格否認の法理による否認、③これらのいずれでもない法人格否認の法理から独立したいわば「租税回避否認法理」ともいうべきもの、の三通りがあったと考えられていた。ただし、③の手法は、Gilbert 事件判決反対意見で唱えられたものの、実際にこれを用いて否認したものは、本稿でみた範囲ではまだなかった<sup>(139)</sup>。

このうち、①の目的論的解釈による否認は (ア) Gregory 事件判決 (1934、1935 年) のほか、

- (イ) Fairfield Steamship Corp. v. 事件第二巡回控訴裁判決 (1946 年)、
  - (ロ) Transport Trading & Terminal Co. 事件第二巡回控訴裁判決 (1949 年)、
- で用いられ、法令の非課税規定の適用が否定された。

- また、②の法人格の否認は、
- (ア) Minnesota Tea Co. 事件差戻後連邦最高裁判決 (1938 年)、
  - (イ) Griffiths 事件連邦最高裁判決 (1939 年)、

- (ウ) Smith 事件連邦最高裁判決 (1940 年)
- (エ) Moline Properties, Inc. 事件連邦最高裁判決 (1943 年)、
- (オ) Court Holding Co. 事件連邦最高裁判決 (1945 年)、
- (カ) National Investors Co. 事件第二巡回控訴裁判決 (1944 年)、
- (キ) National Carbide Corp. 事件第二巡回控訴裁判決 (1948 年)、

で争点となった。これらのうち、(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)において、法人格の否認 (あるいは株主の行為であることの否認) が認められた。

これらは、否認の手法としては、

- ① 目的論的解釈の場合には、「課税上の利益を与えない」というものであり、
  - ② 法人格否認の場合には、「私法上法人の行為とされているものを課税上株主の行為として扱う」、または、「私法上株主の行為とされているものを課税上法人の行為として扱う」、
- というものであった。

したがって、わが国で唱えられている「私法上の法律構成」による否認、すなわち、「課税の前提となる私法上の当事者の意思を、…経済的実体を考慮した実質的なかたちにしたがって認定し、その真に意図している私法上の事実関係を前提として法律構成をし、課税要件へのあてはめを行う (う) (下線筆者) 」<sup>(140)</sup> という手法とは異なる点には注意を要する。米国の租税回避否認法理では、当事者の意思を認定したり、当事者が真に意図している私法上の事実関係を前提に取引を引き直して課税要件のあてはめを行うことは行っていない<sup>(141)</sup>。

なお、取引の引き直しをしないという点については、2010 年の税制改正で内国歳入法に入った 7701 条(o)(5)(A)も、『経済実質法理』とは、取引が経済的実質 (economic substance) をもたないか、または事業目的 (business purpose) を欠くときには、サブ

タイトルAの下で認められている租税の利益 (benefit) を当該取引に関して認めないというコモン・ロー上の法理を意味する。(下線筆者) 」<sup>(142)</sup>と規定していることから、現在に至るまで変わっていないといえる。

#### 4. その後の租税回避否認法理の発展について

1950 年代に、「手数料」を支払うことにより多額の「費用」を計上できる、それまでのオーダーメイド型のスキームに比べより汎用性のある租税回避取引 (タックス・シェルター) が出てくる<sup>(143)</sup>。これらに対する中で、米国における租税回避否認法理の発展は 1960 年代から次の段階を迎える。そして、どのようなものが「シャム」とされるか (否認されるべきか)、より精緻な基準が形成されてくる。

更に 1970 年代以降は、「シャム」と裁判所から認定されないようにするために、個別の事案でさまざまな「事業目的」が納税者側から主張されるようになる。1970 年代から 1980 年代にかけてはリース取引が絡む租税回避事件の判例が多くなる。事業上の目的の有無を巡って、納税者と当局とのせめぎ合いが続き、租税回避否認法理がさらに発展していくことになる。

1940 年代の組織再編事件に関する論文で、「事業目的がしばしば法律事務所で作られていたというのは、公然の秘密だ。」<sup>(144)</sup>と書かれた (本稿「第3 2. (2)(オ)」参照) のは、1970 年代の「事業目的」を巡るせめぎ合いの萌芽とみることができる。

(本研究は、JSPS 科研費 24653007 の助成を受けたものです。)

① 袴田裕二「Gregory 事件判決について (日米比較の視点から)」税大ジャーナル 24 号 59 頁以下 (2014)。Gregory 事件判決についての説明は、この別稿に記載したことから、本稿では省略させ

ていただいた。

- (2) 本稿では、Gregory 事件の二審判決 (Helvering v. Gregory, 69 F.2d 809 (2d Cir. 1934)) と上告審判決 (Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465 (1935)) をあわせて、「Gregory 事件判決」と表記する。
- (3) 最判平成 17 年 12 月 19 日民集 59 卷 10 号 2964 頁。
- (4) 袴田・前掲注(1) 84 頁。
- (5) JOINT COMMITTEE ON TAXATION, BACK-GROUND AND PRESENT LAW RELATING TO TAX SHELTERS, JCX-19-02, at 8 n.23, (2002).
- (6) RANDOLPH E. PAUL, STUDIES IN FEDERAL TAXATION Third Series 125 (1940).
- (7) Helvering v. Gregory, 69 F.2d 809, 811 (2d Cir. 1934).
- (8) *Id.* at 811.
- (9) Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465, 469 (1935).
- (10) *Id.* at 469.
- (11) J. Bay Robinson, *Determining Income Tax Liability by the Taxpayer's Motives*, 12 TAX MAG. 402, 405 (1934).
- (12) Recent Case, 48 HARV. L. REV. 852, 852 (1935).
- (13) *Id.* at 852.
- (14) Note, *Corporate Reorganization to Avoid Payment of Income Tax*, 45 YALE L. J. 134, 140 (1935).
- (15) RANDOLPH E. PAUL, *Suggested Modification of the Bad Debt Provision*, in STUDIES IN FEDERAL TAXATION 235, 265 (1937).
- (16) 竹林滋ほか編『新英和大辞典』(研究社、第六版、2002)。
- (17) 米国で定評のある法令用語の辞典。出典の引用方法についてのルールブックである THE BLUEBOOK: A UNIFORM SYSTEM OF CITATION (Columbia Law Review Ass'n et al. 19th ed. 2010)は、「よく引用されるいくつかの (a few) 著作には特別な出典の表示方法を用いる」(at 114.)と書いて、他の数冊の本とともにこの辞典を挙げ、この辞典が法学分野で特別扱われていることを示している。

- (18) BLACK'S LAW DICTIONARY 1585 (10th ed. 2014).
- (19) 渡辺徹也『企業取引と租税回避』140 頁脚注 60 (中央経済社、2002)。
- (20) Gregory 事件第二巡回控訴裁判決 (69 F.2d 809, 811 (2d Cir. 1934))を書いた Learned Hand 判事を、本稿では、同僚の Augustus Hand 判事と区別する意味も含めて、「L.Hand 判事」と表記する。
- (21) Gilbert v. Commissioner, 248 F.2d 399 (2d Cir. 1957).
- (22) L.Hand 判事はまた、Chisholm v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決の際のメモの中で、「もし我々が『シャム』という言葉や (租税不服審判所の) Arundell 判事の意味のないおしゃべりの中に安住していたら、このテーマについて何の秩序 (order) も得ることはできないだろう。」とも書いている。(Assaf Likhovski, *The Story of Gregory: How are Tax Avoidance Cases Decided?* in BUSINESS TAX SERIES, at 109 (STEVEN A. BANK & KIRK J. STARK ed., 2005). 同じ頁の脚注 105 に、この記載の出典が、Harvard Law School 所蔵の”Hand Memo, (May 27, 1935), File No. 194-10, Hand Papers.”であることが示されている。)
- (23) Knetsch v. United States, 364 U.S. 361 (1960).
- (24) 後に財務省次官補 (租税政策担当) を務めた Kenneth Gideon 氏は、「『シャム』という用語はしばしば用いられるが、判断の明白な理由というよりも裁判所が納税者に不利な判断をすることを示す以上の何物でもないことが多い。」と、Gregory 事件判決から 1980 年代までの判例を扱った論文で書いており、1980 年代においても「シャム」という用語が基準としては曖昧なものにとどまっているという見方をしている (Kenneth W. Gideon, *Mrs. Gregory's Grand-children: Judicial Restriction of Tax Shelters*, 5 VA. TAX REV. 825, 828 (1986)) .
- (25) Gregory 事件連邦最高裁判決を引用した判例には、判決が「納税者に、法令が認めた方法で税金を安くしたり、免れたりする法律上の権利があることは疑いない。」と述べた部分を United States v. Isham 事件連邦最高裁判決 (84 U.S.

496 (1873))、Superior Oil Co. v. Mississippi 事件連邦最高裁判決 (280 U.S. 390 (1930)) などと並列で引用している判例 (McKee v. Commissioner, 35 B.T.A. 239 (1937)、Du Pont v. Commissioner, 118 F.2d 544 (1941)、など) もあるが、これらの判例は、Gregory 事件上告審判決の打ち出した新たな意義を捉えているものではないことから、ここではそのような判例は取り上げないこととする。

(26) Chisholm v. Commissioner, 79 F.2d 14 (2d Cir. 1935) cert. denied, 296 U.S. 641 (1935).

(27) Helvering v. Walbridge, 70 F.2d 683 (2d Cir. 1934), cert. denied, 293 U.S. 594 (1934).

(28) National Investors Co. v. Hoey, 144 F.2d 466, 468 (2d Cir. 1944).

(29) 二審の判決文に書かれているように、この事件の一審判決は、「パートナーシップを介在させたのは、『税法の規定を回避することを意図した』期待取引 (anticipatory arrangement) にほかない。パートナーシップは事業の通常の過程で資産を獲得した真実の所有者ではない。」と、「事業」を狭く解して、納税者を敗訴させていた。

(Chisholm v. Commissioner, 29 B.T.A. 1334, 1343 (1934). (筆者注: この事件の一審判決 (1934年2月28日) は、Gregory 事件の二審判決 (1934年3月19日) より前の判決だったので、Gregory 事件判決は引用されていない。)

(30) 尾高朝雄「法の解釈」日本法哲學會編『法の解釋 日本法哲學年報』18頁 (有斐閣、1954)。

(31) Robinson, *supra* note 11, at 12.

(32) MICHAEL J. GRAETZ, FEDERAL INCOME TAXATION 3 (1988). BORIS I. BITTKER & JAMES S. EUSTICE, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATIONS AND SHAREHOLDERS, ¶ 1.01 (5th ed. 1987). BORIS I. BITTKER & MARTIN J. McMAHON, JR., FEDERAL INCOME TAXATION OF INDIVIDUALS, ¶ 1.01 (5th ed. 1988).

(33) Revenue Act of 1918, Pub. L. No. 65-254, § 202(b), 40 Stat. 1076, 1077 (1918).

(34) 1918年から1951年までの組織再編規定の変遷については、Arthur M. Michaelson, "Business Purpose" and Tax-Free Reorganization, 61 YALE L. J. 14, 14-22

(1952)、及び Peter L. Faber, *Business Purpose and Section 355*, 43 TAX LAW. 855, 857-860 (1990)を参照した。

(35) Faber, *supra* note 34, at 855.

(36) Revenue Act of 1924, Pub. L. No. 68-176, § 203(c), 43 Stat. 253, 256-257 (1924).

(37) H.R.REP.No 704, 73d Cong., 2d Sess.(1934) 13-14 は、「委員会は、現在の状況下では、組織再編規定全体を廃止するよりも、規定を徹底的に修正して租税回避として知られるケースを止める方が賢い政策だと判断した。……委員会は112条(g)を撤廃することを勧告する。……これにより、この規定を使わなければ課税対象配当になったものを株主が無税で受け取ることはできなくなる。」と書いている。

(38) Revenue Act of 1951, Pub.L.No.82-183, § 317(a), 65 Stat. 452, 493 (1952).

(39) ほかに、Helvering v. Schoellkopf 第二巡回控訴裁判決 (判決を書いたのは L.Hand 判事、100 F.2d 415 (2d Cir. 1938)) でも「吸収合併または新設合併」に該当するか否かが争われ Gregory 事件連邦最高裁判決が参照されたが、「本件の組織再編は Gregory 事件連邦最高裁判決の意味で真実のものではない、とは言えない」と書かれただけで、租税回避否認法理の発展につながるような参照のされ方はなされなかった。

(40) Helvering v. Minnesota Tea Co., 296 U.S. 378 (1935).

(41) Elkhorn Coal Co. v. Commissioner, 34 B.T.A. 845, 855 (1936)、Electrical Securities Corp. v. Commissioner, 34 B.T.A. 988, 994 (1936)、及び Commissioner v. Freund, 98 F.2d 201, 207 (3d Cir. 1938).

(42) Bazley v. Commissioner, 4 T.C. 897 (1945).

(43) Bazley v. Commissioner, 155 F.2d 237 (3rd Cir. 1946).

(44) Bazley v. Commissioner, 331 U.S. 737 (1947).

(45) See Bazley, 4 T.C. at 906.

(46) See Bazley, 155 F.2d at 245.

(47) See Bazley, 331 U.S. at 740-742.

(48) Heady v. Commissioner, 4 T.C.M. (CCH) 800 (1945).

(49) Heady v. Commissioner, 162 F.2d 699 (7th

Cir. 1947).

(50) *Survaunt v. Commissioner*, 5 T.C. 665 (1945).

(51) *Survaunt v. Commissioner*, 162 F.2d 753 (8th Cir. 1947).

(52) そのほかに、N2社の法人税につき、組織再編時の弁護士及び会計士への手数料が費用計上されていたのも、組織再編に伴うものとして資産計上しなければならないとして否認していた。

(53) *Lewis v. Commissioner*, 10 T.C. 1080 (1948). (この判決は、*Estate of Lewis v. Commissioner*, 6 T.C. 455 (May 14, 1946)が控訴され、*Lewis v. Commissioner*, 160 F.2d 139 (1st Cir. May 9, 1947)で差し戻された後の判決である。)

(54) *Lewis v. Commissioner*, 176 F.2d 646 (1st Cir. 1949).

(55) “closely held corporation”について、田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991)は、「非公開会社；閉鎖会社。アメリカにおいて、全株式または少なくとも議決権のある株式が、1人または限られた範囲の株主によって所有されている会社。……各州法上、特別な規定が設けられていることが多い。」と説明している。また、BLACK'S LAW DICTIONARY 416 (10th ed. 2014)は、「株式が自由に取引されておらず、ごく少数の(しばしば家族内の)株主しかいない会社(corporation)。」と説明している。単に「閉鎖会社」と訳されていることが多いが、本稿では意味をとって、「少数株主閉鎖会社」と訳した。

(56) Michaelson, *supra* note 34, at 25.

(57) Hoffman F. Fuller, *Business Purpose, Sham Transactions and the Relation of Private Law to the Law of Taxation*, 37 TUL. L. REV. 355, 365 (1963).

(58) *Heady v. Commissioner* 事件の二審判決(1947年6月)が、「納税者側の分析は、誤って、取引の究極的な効果よりも取引の動機を強調している。」と述べていたのも、「資本再構成」は、「法人の事業上の目的」の有無ではなく、「資本再構成」に非課税扱いが認められている立法上の目的に照らして判断されるべきだという考えからであると思われる。

(59) *Gregory v. Helvering*, 293 U.S. 465, 469

(1935). (袴田・前掲注(1) 67頁参照。)

(60) *Fairfield Steamship Corp. v. Commissioner* 事件第二巡回控訴裁判判決(1946年)は、内国歳入法 112条(b)(6)(C)または(D)に規定する「組織再編」に該当するか否かが争われ、該当条文を目的論的に解釈してその適用を否定した判例であり、「組織再編」事件の判例である。しかし、本稿では、この判例を「議会在「法人」という単語を用いた時にそれが通常の事業上の目的のためでなくて租税を回避するためだけのものを含むことを意味していたかどうか」という考え方を打ち出したものとして捉え、租税回避否認法理が法人格否認の法理を用いた判例等の中で発展していった段階の中に位置付けられるものと整理し、次の「第4」の「2. (2)(i)」で取り上げた。判決の目的論的解釈はGregory事件判決(控訴審及び上告審)と同じ手法であり、「組織再編」に該当するか否かの判断の点では、この判決は租税回避否認法理の発展にはつながる考え方は打ち出してはいないと考える。

(61) 平成26年3月24日 Westlawにて検索。Gregory事件連邦最高裁判決のCiting Referenceで、以下の条件で“Limit KeyCite Display”をかけた。①Document Type: Cases (other courts)、②Locate: JU (Hand)、③Jurisdiction: Second Circuit Ct. App. 検索された判例14件の中から、Augustus Hand判事による判決3件を除外した。

(62) 江頭憲治郎『会社法人格否認の法理』14頁(東京大学出版会、1980)。(筆者注：江頭教授は、MAURICE WORMSER, DISREGARD OF THE CORPORATE FICTION AND ALLIED CORPORATE PROBLEMS 8-9 (1927)を引用する形で説明している。)

(63) 後藤元「法人格否認の法理」『会社法の争点』10頁(有斐閣、2009)。

(64) 江頭・前掲注(62) 14頁。

(65) 江頭・前掲注(62) 20頁。

(66) 江頭・前掲注(62) 33頁。

(67) 米国の会社法の教科書では、HARRY G. HENN & JOHN R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATIONS (3rd ed., 1983)は、法人格否認の法理(Disregard of Corporateness)の項(同書 pp.344-375)のうちの一部(pp.372-375)で租税法上の租税回避否認について説明し、

Higgins v. Smith (308 U.S. 473 (1940)) を、その代表的判例としている。GEORGE D. HORNSTEIN, CORPORATION LAW AND PRACTICE Vol.2 (1959) も、「法人格概念の現状」という章で法人格否認の法理を説明し (pp.260-285) そのうちの一部で租税法上の法人格否認の法理について説明している (pp.266-272)。租税法の教科書では、BITTKER & EUSTICE, *supra* note 32 ¶ 2.10 が、Moline Properties, Inc. v. CIR (319 U.S. 436 (1943)) 及び National Carbide Co. v. CIR (336 U.S. 442 (1949)) を、租税法分野における法人格否認の代表的判例として説明している。

(68) わが国租税法の課税事件の判例には、法人格否認の法理を用いたものは存在しない。(金子宏『租税法』169-170頁(弘文堂、第19版、2014)参照。)

(69) 大隅健一郎『会社法の諸問題』22頁(有信堂、再増補版、1974)。

(70) Corliss v. Bowers, 281 U.S. 376 (1930)。この判例は、Griffiths v. Helvering, 308 U.S. 355, 357 (1939), Higgins v. Smith, 308 U.S. 473, 478 (1940) などで参照された。

(71) Burnet v. Commonwealth Improvement Co., 287 U.S. 415 (1932)。この判例は、Higgins v. Smith, 308 U.S. 473, 477 (1940), Moline Properties v. Commissioner, 319 U.S. 436, 439 (1943), National Carbide Corp. v. Commissioner, 336 U.S. 422, 429 (1949), Chisholm v. Commissioner, 79 F.2d 14, 16 (2d Cir. 1935), National Investors Corporation v. Hoey, 144 F.2d 466, 467 (2d Cir. 1944), Commissioner v. National Carbide Corp., 167 F.2d 304, 308 (2d Cir. 1948)などで参照された。

(72) 租税法の法人格否認の分野では、ほかに、Southern Pacific Co. v. Lowe 事件連邦最高裁判決 (247 U.S. 330 (1918)) という判例もあった。これは、鉄道業を営む親会社(上诉人)が子会社の鉄道事業を強く支配しており、子会社には鉄道業で用いる資産もなく(親会社からリースしていた)、銀行口座もなかったケースで、子会社から受け取った配当が親会社の所得になるとして課税処分を受けたという事件である。連邦最高裁は

判決で、子会社から親会社への配当は紙の上の取引 (paper transaction) であって課税対象とはならないと判示し、子会社の法人格を、課税の上で否認することを認めた。しかし、判決文の最後に、「この事件は非常に特異な (peculiar) 事実の下でのものであり、法人を支配する株主のアイデンティティについて争われた他の判例とは区別されるものである。」と書いていた。

(73) Corliss v. Bowers, 281 U.S. 376 (1930)。

(74) 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991)は、「権原 (title)」を「ものに対する財産的権利を基礎づける法的行為や出来事、またはこれによって取得された法的地位ないし権利主張の根拠。」とした上で、「英米法は、物権法的な問題を、大陸法の dominium (所有権)とは異なり、紛争当事者のどちらがより良い title をもっているかという、いわば相対的な次元で決定する。」と説明している。

(75) Burnet v. Commonwealth Improvement Co., 287 U.S. 415 (1932)。

(76) Gregory 事件の一審では、法人格の否認が争点になっていたが、二審と上告審では、法人格の否認とは別の論点を取り上げて判決が下されていた。(袴田・前掲注(1)63頁参照。)

(77) Minnesota Tea Co. v. Helvering, 302 U.S. 609 (1938)。

(78) この判例は、法人の取引について法人格を否認して株主の取引と認定したのではなく、逆に株主の行為(債務の弁済)を法人の行為と認定していたというものである。通常の法人格否認とは逆のパターンであるが、これも米国では法人格否認の法理の事件と捉えられている。(Hornstein, *supra* note 67, at 268 n.34.では、税法上の法人格否認の法理についての説明の中で、この判例を紹介している。)

(79) この判決は、法人格法理について説明した判決文の中で以下のように書いている。「このような場合、会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要を生じるときは、会社名義でなされた取引であっても、相手方は会社という法人格を否認して恰も法人格のないと同様、その取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することを得、そして、また、個人名義でなされた行為であっても、……その行為を



会社の行為であると認め得るのである。(下線筆者)」(最判昭和44年2月27日民集23巻2号511頁)。なお、この事件は租税事件ではない。

(80) DEPARTMENT OF THE TREASURY, THE PROBLEM OF CORPORATE TAX SHELTERS: DISCUSSION, ANALYSIS AND LEGISLATIVE PROPOSALS 50 (1999), available at <http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/ctswwhite.pdf>. (平成26年3月24日閲覧)

(81) JOINT COMMITTEE ON TAXATION, *supra* note 5, at 27-28. には、King Enterprises, Inc. v. United States, 418 F.2d 511 (Ct. Cl. 1969)、Commissioner v. Gordon, 391 U.S. 83 (1968)、McDonalds Restaurants of Ill. v. Commissioner, 688 F.2d 520 (7th Cir. 1982) などの判例の積み重ねの中で、最終結果基準 (end result test)、相互依存基準 (interdependence test)、拘束的コミットメント基準 (binding commitment test) などの基準が整理され、ステップ取引法理が形成されていったと説明されている。

(82) Del Commercial Properties, Inc. v. Commissioner, 251 F.3rd 210 (D.C. Cir. 2001).

(83) Griffiths v. Helvering, 308 U.S. 355 (1939).

(84) この売却損の計上について、一審判決は、「この控除は認められ、彼の所得税の負担の問題については、1928年歳入法606条による承認を得て確定していた」と書いている。(Griffiths v. Commissioner, 37 B.T.A. 314, 314-315 (1938).) (筆者注：606条による承認とは、申告内容について歳入庁長官が納税者の税負担額について書面で承認 (enter into agreement in writing) する制度。)

(85) Higgins v. Smith, 308 U.S. 473 (1940).

(86) Marvin A. Chirelstein, *Learned Hand's Contribution to the Law of Tax Avoidance*, 77 YALE L. J. 440 at 449 (1968).

(87) Moline Properties, Inc. v. Commissioner, 319 U.S. 436 (1943).

(88) 役員が株主であることを義務付けている法人で役員資格を得るために購入された普通株式 (BLACK'S LAW DICTIONARY 1586 (10th ed. 2014).)

(89) Southern Pacific Co. v. Lowe, 247 U.S. 330

(1918).

(90) Gulf Oil Corp. v. Lewellyn, 248 U.S. 71 (1918).

(91) Rogers v. Commissioner 事件租税裁判所判決 (34 T.C.M. (CCH) 1254, 1256 (1975)) は、Moline Properties 事件連邦最高裁判決に、「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば、法人は独立の課税主体として認識される。(下線筆者)」と書いてある部分を引用した後に、「Moline Properties v. Commissioner, 判決は、二分岐テスト (two-pronged test) を確立させた (establish) と判例上みられている。最初の部分が事業目的であり、次の部分が事業活動である。…事業目的または事業活動は代替的必要要素とされた。」と書いている。(Yoram Keinan, *The Many Faces of the Economic Substance's Two-Prong Test: Time for Reconciliation?* 1 N.Y.U. J. L. & Bus. 371, 377 FN25 (2005). 参照。) 租税回避を否認する際に取引の主観面と客観面の両方に着目することに最初に注目したのは Moline Properties 事件連邦最高裁判決であったという評価はできると考えるが、主観面の「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、」という部分も、客観面の「(法人の目的) が法人の事業活動の継続を伴ったものであれば」という部分も、網羅的で普遍的な表現には、なっておらず、まだ「基準」といえる段階には至っていなかったのではないかと筆者は考える。

(92) Commissioner v. Court Holding Co., 324 U.S. 331 (1945).

(93) 「払っていた1,000ドル」と訳した部分は、原文では、「the \$1,000 paid」となっているが、家賃として「払っていた」金額だったのか、貸し付けとして「渡っていた」金額だったのかは、訴訟上判然としていなかったようである。一判決には、買い手は当時、売り手に家賃を支払っていたほか、資金を貸し付けていたことが書いてある。(Court Holding Co. v. Commissioner, 2 T.C. 531, 532-533 (1943).) また、二審判決は、この1,000ドルが「家賃の支払いだったのか新たな貸付だったのかについては、一審判決は認定しなかった」と書いている。(Court Holding Co. v. Commissioner, 143 F.2d 823, 824 (1944).)

- <sup>(94)</sup> U.S. v. Cumberland Public Service Co., 338 U.S. 451 (1950).
- <sup>(95)</sup> Court Holding Co. v. Commissioner, 2 T.C. 531, 534 (1943). 会計士の勧めにもかかわらず、M 夫妻への資産の分配後も M 夫妻が法人を解散しなかったと、一審判決は書いている (at 534)。
- <sup>(96)</sup> Court Holding Co. v. Commissioner, 143 F.2d 823, 824 (5th Cir. 1944).
- <sup>(97)</sup> Court Holding Co. 事件判決に関し、James Eustice 教授・Thomas Brantley 弁護士は、「法人による資産の売却は Court Holding Co. 事件判決に由来する原則によって株主に帰属すると判断されることがある。この分野での判断は、個別事件における事実と強く結びついており、しばしば納税者の証言の信頼性にも依拠している。」と書いている。(JAMES S. EUSTICE & THOMAS BRANTLEY, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATIONS AND SHAREHOLDERS, Current Through 2014 ¶ 3.17 at 3, available at Westlaw FTXCORP. なお、この本の ¶ 10.05 at 7 は、Cumberland Public Service Co. 事件連邦最高裁判決が Court Holding Co. 事件連邦最高裁判決を区別したことに言及している。)
- <sup>(98)</sup> 江頭・前掲注 (62) 16 頁。
- <sup>(99)</sup> 江頭・前掲注 (62) 34-35 頁。
- <sup>(100)</sup> 江頭・前掲注 (62) 35 頁。
- <sup>(101)</sup> Taylor v. Standard Gas & Electric Co. 306 U.S. 307 (1939).
- <sup>(102)</sup> 江頭・前掲注 (62) 43-44 頁。
- <sup>(103)</sup> Marvin Chirelstein 教授は L.Hand 判事の功績について、「ハンド判事は一連の判決を下した時期に、租税回避に対する方策として、租税法令の文言通りの解釈の反対としてのリベラルな解釈にだけとらわれていたのではなく、リベラルな方向を採ると決めた際に適切な限度をどこに定めるかという、おそらくはより困難な問題に取り組んでいた。」と評価している。(Chirelstein, *supra* note 86 at 442).
- <sup>(104)</sup> National Investors Co. v. Hoey, 144 F.2d 466 (2d Cir. 1944).
- <sup>(105)</sup> Fairfield Steamship Corp. v. Commissioner, 157 F.2d 321 (2d Cir. 1946) cert. denied, 329 U.S. 774 (1946).
- <sup>(106)</sup> Commissioner v. National Carbide Corp., 167 F.2d 304 (2d Cir. 1948).
- <sup>(107)</sup> Boris Bittker 教授・James Eustice 教授は、これら 6 要素が、「本人－代理関係 (principal-agency relationship) が存在するかどうかを判断するための『National Carbide の 6 要素』として連邦所得・法人税法学の中で (in the lore of federal income tax law) 知られている。」と書いている。(BORIS I. BITKKER & JAMES S. EUSTICE, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATIONS AND SHAREHOLDERS ¶ 2-10 at 2-50 (7th ed. 2013).)
- <sup>(108)</sup> National Carbide Corp. v. Commissioner, 336 U.S. 422, 437 (1949).
- <sup>(109)</sup> *Id.* at 439.
- <sup>(110)</sup> Commissioner v. Transport Trading & Terminal Co., 176 F.2d 570 (2d Cir. 1949), cert. denied 338 U.S. 955 (1950).
- <sup>(111)</sup> 袴田・前掲注(1) 72 頁。
- <sup>(112)</sup> Chirelstein, *supra* note 86, at 456.
- <sup>(113)</sup> 文脈から見て、Chirelstein 教授が書いている「主観基準」とは、租税回避の動機・目的の有無によって課税上の扱いを判断する基準のことであると考える。Chisholm 事件の二審判決で L.Hand 判事が、Gregory 事件では「裁判所が法人として理解しているものを設立する」目的がなかったので非課税扱いが認められなかった、と書いていたが(本稿「第2」参照)、このような基準は Chirelstein 教授のいう「主観基準」には含まれないと考える。
- <sup>(114)</sup> Loewi v. Commissioner, 229 F.2d 627 (2d Cir. 1956).
- <sup>(115)</sup> Chirelstein, *supra* note 86, at 457-8.
- <sup>(116)</sup> Gilbert v. Commissioner, 248 F.2d 399 (2d Cir. 1957).
- <sup>(117)</sup> G 氏が 4 万ドル相当、B 氏が 4 万ドルの出資をした。ほかに訴外 R 氏が 10 ドルの出資をしていた。(See Gilbert, 248 F.2d at 401.)
- <sup>(118)</sup> G 夫人は、自分の「貸付」についての裁判は一審で確定していたが、夫妻で合同申告を出していたので、二審の控訴人に名を連ねている。
- <sup>(119)</sup> Chirelstein, *supra* note 86, at 459. その後 L.Hand 判事は、在職のまま 1961 年 8 月に 89 歳で亡くなっている。(GERALD GUNTHER,

LEARNED HAND: THE MAN AND THE JUDGE 674-679 (1994).) (Gunther 教授のこの著作によれば、L.Hand 判事は 1951 年 5 月に、「通常勤務 (regular active service)」からは引退した (586 頁) が、その後も第二巡回控訴裁判所で多くの裁判に加わり続けた (639 頁)。1951 年からは常勤ではなかったようであるが、裁判にはよく参加していた (587 頁)。1951 年以降の租税事件では、Gilbert 事件判決反対意見 (1957 年) のほかに、租税回避分野の著名判例 (被引用回数の多い判例) の一つである Loewi v. Ryan 事件第二巡回控訴裁判判決 (229 F.2d 627 (2d Cir. 1956)) も、L.Hand 判事による判決である。)

(120) 取引の客観面に着目した表現としては、

- ① Gregory v. Helvering 事件連邦最高裁判決の「租税に関する動機の問題を全く無視することとして、何が実際に起こったのかという点から行われた行為の性格を判断すると、我々は何を見出すだろうか。」という表現 (袴田・前掲注(1) 67 頁参照。)、
- ② Smith 事件連邦最高裁判決の、「支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引は考慮対象からはずされる」という表現、
- ③ Moline Properties, Inc. 事件連邦最高裁判決の、「法人の目的が事業活動と同等なものであるか、または、それが法人の事業活動の継続を伴ったものであれば、法人は独立の課税主体として認識される。」という表現、
- ④ National Investors Co. 事件第二巡回控訴裁判決の「課租税上、独立別の法律上の人格として扱われるためには、法人は何らかの工業上、商業上またはそのほかの租税回避以外の活動に従事していなければならない」、という表現がある。

これらはいずれも基準としては明確さに欠けるものと考えられるが、これらの判例の積み重ねの上に基準としての明確さを備えた Gilbert v. Commissioner 事件第二巡回控訴裁判決反対意見での L.Hand 判事のこの表現があるものと、筆者は考える。

(121) Knetsch v. United States, 364 U.S. 361, 366 (1960).

(122) Rice's Toyota World, Inc. v. Commissioner, 752 F.2d 89 (4th Cir.1985).

(123) I.R.C. § 7701(o)(1)(A) (2014).

(124) Robert Thornton Smith, *Business Purpose: The Assault Upon The Citadel*, 53 TAX LAW. 1, 4 (1999). なお、Boris Bittker 教授は、1949 年の論文の中で、「法令の条項が租税の削減 (reduction) を促進することを意図しているとは私には思えない」と書き、Gilbert 事件判決より以前に L.Hand 判事と同様の考えを表明している。(Boris I. Bittker, *What is "Business Purpose" in Reorganization?* NEW YORK UNIVERSITY 8TH ANN. INST. ON FED. TAXATION (1949) 134, 136.) また、Chirelstein 教授は、「議会が高い租税と低い租税の二つを設け、納税者がそれを好きなように選択できるようにしていたとしたら、自己を無効化する (self-defeating) ようなものだと考えていたと推論できる。」と、1968 年の論文で書いて、Gilbert 事件反対意見での理由付けに関し、Robert Smith 弁護士と同じ見方をしている。(Chirelstein, *supra* note 86, at 471.)

(125) Smith, *supra* note 124, at 33. なお、経済実質法理が内国歳入法に入ったのは 2010 年の税法改正においてであり、Smith 弁護士のこの論文執筆時にはまだ法典化されていなかった。

(126) JOINT COMMITTEE ON TAXATION, *supra* note 5, at 26.

(127) Health Care and Education Reconciliation Act of 2010, Pub.L.No.111-152, § 1409, 124 Stat 1029, 1067-1070 (2010).

(128) I.R.C. § 7701(o)(1) (2014).

(129) 本稿で取り上げた判例については、租税回避が取引の動機 (目的) であることを理由として判断を下したり、それを理由に判断を変えているものはない。さらに、Chisholm 事件、Fairfield Steamship Corp. 事件、National Carbide Corp. 事件のそれぞれ二審判決では、そのような動機や目的が判決の判断に影響しないことが明言されている。また、2010 年に内国歳入法に入った経済実質法理 (I.R.C. § 7701(o)) も、条文上、租税回避が取引の動機であったとしても影響を受けるようにはなっていない。

(130) 今村隆「租税回避行為の否認と契約解釈(4)」

税理 43 卷 3 号 209 頁 (2000)。

<sup>(131)</sup> *Minnesota Tea Co. v. Helvering*, 302 U.S. 609 (1938).

<sup>(132)</sup> *Griffiths v. Helvering*, 308 U.S. 355 (1939).

<sup>(133)</sup> *Higgins v. Smith*, 308 U.S. 473 (1940).

<sup>(134)</sup> 江頭憲治郎『株式会社法』40 頁 (有斐閣、第 4 版、2011)。

<sup>(135)</sup> 江頭・前掲注 (134) 39 頁。

<sup>(136)</sup> 江頭・前掲注 (134) 41 頁。

<sup>(137)</sup> 江頭・前掲注 (62) 2 頁。

<sup>(138)</sup> 最判昭和 44 年 2 月 27 日民集 23 卷 2 号 511 頁。

<sup>(139)</sup> *Gilbert* 事件の差戻し後の判決 (*Gilbert v. Commissioner*, T.C.memo.1958-8 (1958) 及び *Gilbert v. Commissioner*, 262 F.2d 512 (1959)) では、③の手法は使われなかったが、1959 年の *Weller v. Commissioner* 事件第三巡回控訴裁判判決 (270 F.2d 294 (1959))、及び、1960 年の *Knetsch v. United States* 事件連邦最高裁判判決 (364 U.S. 361 (1960)) などでは、*Gilbert* 事件判決での L.Hand 判事の反対意見の「受益的利益 (beneficial interest)」テストを引用しつつ、③の手法を用いて判決が下されている。

<sup>(140)</sup> 中里実「課税逃れ商品に対する租税法の対応 (上)」*ジュリ* 1169 号 117 頁 (1999)。

<sup>(141)</sup> *Minnesota Tea Co.* 事件差戻後連邦最高裁判判決には、「配当の分配ではなくて、債務の弁済が、当初から株主の理解していた目的であり、株主の理解していた目的が実行されたときに達成された結末である。」(302 U.S. 609 at 613) と、当事者が真に意図していた法律上の事実関係を探究したようにも読める箇所があるが、裁判所はこの認定に基づいて判断を行っているのではないと考える。「まっすぐな道の最後にある特定の結果にたどり着くのに、遠回りの不正な道を通ってたどり着いたからといって、異なる結果を得ることはできない。最初に株主に現金を分配したことは、債務の弁済の点からみると、意味がなくかつ不必要なことである。当初から債権者たちの手に渡ることになっていたもので、明らかに不自然である。これ以上の議論は不要だ。株主の本件への関与はただの導管 (conduit) としてのものだ。ここでは *Gregory* 事件連邦最高裁判判決が前例となる。(下線筆者)」この判示の下線の部分が否

認の理由であって、当事者の真意意図した法律上の事実関係に基づいた課税を行ったのではないと考える。

<sup>(142)</sup> I.R.C. § 7701(o)(5)(A) (2014).

<sup>(143)</sup> ① *Goodstein v. Commissioner* 事件第一巡回控訴裁判所判決 (267 F.2d127 (1st Cir. 1959)) 及び、“Livingstone Transaction”と呼ばれる一連の判例 (*Lynch v. Commissioner*, 273 F. 2d 867 (2d Cir. 1959)、*McRae v. Commissioner*, 294 F. 2d 56 (9th Cir. 1961) など)、並びに、② *Knetsch v. United States* 事件連邦最高裁判判決 (364 U.S. 361 (1960)) 及び関連事件の一連の下級審 (*United States v. Bond*, 258 F.2d 577 (5th Cir. 1958)、*Weller v. Commissioner*, 270 F.2d 294 (3d Cir. 1959)、等)などを参照。

<sup>(144)</sup> *Michaelson*, *supra* note 34, at 25.